

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（486）

2. 日時：令和5年4月7日 13時30分～15時00分
15時10分～16時10分
16時20分～17時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、大塚安全審査官、小野安全審査官、
平本安全審査専門職

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長※、
北嶋検査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他10名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他12名※

三菱重工業株式会社：

安全高度化対策推進部 主席技師

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則への適合状況について 第八条 第四十一条（審査会合における指摘事項回答）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 津波による損傷の防止（DB08 r. 4. 5）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）1. 2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 6. 0）

- (4) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 41条 (SA41H r. 4. 3)
- (5) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 津波による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 5)
- (6) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 1. 2 火災による損傷の防止【41条】(SA41-9 r. 6. 0)
- (7) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 41条 (SA41H-9 r. 4. 3)
- (8) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第8条 火災による損傷の防止
- (9) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第41条 火災による損傷の防止
- (10) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第8条 火災による損傷の防止)
- (11) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第41条 火災による損傷の防止)
- (12) ヒアリングにおけるコメント回答資料 (No. 61)
- (13) ヒアリングにおけるコメント回答資料 (No. 67)
- (14) ヒアリングにおけるコメント回答資料 (No. 68)
- (15) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則への適合状況について 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部事象)(審査会合における指摘事項回答)
- (16) 泊発電所及び周辺の気象観測所における類似性を考慮した設計基準風速の設定について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	規制庁大塚です。それでは、北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の、
0:00:12	火災関係は地上41条と、
0:00:15	あと6条、その他外部事象に係るヒアリングを開始します。それではまず事業者の方から説明をお願いします。
0:00:24	北海道電力竹田でございます。
0:00:26	補まず、8条、41条の内部火災からご説明したいと思います。
0:00:32	全体の説明として12分程度いただきたいと考えてございます。
0:00:37	本日資料につきましては、1から1の-1から14ということで、1番目がパワーポイントになってございます。2から7が、
0:00:47	まとめ資料と比較表の、当初4月分のものを改定したもの、八、九が記載の適正化リスト、10から14までが、コメント回答になってございます。
0:00:59	概ねパワーポイントを4分程度で説明させていただいて、コメント回答を8分程度でご説明する予定でございますよろしくお願いいたします。
0:01:10	それではまず資料1-1でございます。こちらにつきましては、前回の1月24日の、にいただきました審査会合の指摘事項、
0:01:21	のご回答と、泊発電所の内部火災対策の特徴的なところについて、一応まとめた形のものを、
0:01:32	当初4月分と5月分ということであったものをまとめて
0:01:37	参りましたので変更点を中心にご説明したいと思います。1-1ですけれども、一番初めに指摘事項回答ということで黄色に塗っているところが会計箇所です。
0:01:49	まずですね、4スライドの前後ぐらいに、工認に関わる部分の記載がかなり多かったのでまずその許可段階と工認段階記載書き分けるということで、
0:02:02	感知器周り前後にございました設置方法に関わる部分ですとか、参考の後ろにあったその具体的な設置方法に関わるような記載については、
0:02:12	今回落として参ってございます。それ以外誤記訂正等がございますのでそこら辺を説明したいと思います。2スライドでございます。
0:02:23	2スライドの指標、下の表で修正後で、Cポツの原子力課、原子炉格納容器というところがございます。
0:02:32	こちらの最新の火災バックフィットの大井さんの構文に合わせて、のうち比較的高い線量の高い場所に設置するという分を合わせてきたのと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	あと上感知器の種類のところが及びとなっていたものをまたはとさせていただきます。こちらについては本文等についても反映していくものでございます。
0:02:55	またその下の段で感知器の種類がアナログ式の煙と煙って書いてたところを煙と熱に改めさせていただきます。
0:03:03	また設計に見直したためのに等も抜けてたので記載を追加してます。
0:03:09	それ以外の変更ですと、5すらでございます。
0:03:15	スライドの表の中で、黄色左側個別エリアでディーゼル発電機蓄熱室放射性廃棄物処理吸気室、これに加えて原子炉、
0:03:27	補助建屋外気取入ガラリというところを、自主的修正で追加させていただきましたこれについては、
0:03:34	現場最後まとめ資料を見ていく中で、個別のエリア全部見てた時に、空気を吸うガラリ吸気のところのエリアが、その煙が絶えるしにくいということで、
0:03:46	組み合わせとしては熱と炎というふうになってたんですけど、1ヶ所、現場行くと、煙が
0:03:53	ファイルしにくい状況であるということなので、普通のアナログの煙と熱ではなく、アナログの熱とアナログの炎というところに入れさせていただきます。それが5すらでございます。
0:04:06	3項以降が、全体の泊の特徴の論点的なところをまとめたものになってございます。
0:04:15	それがコメントの66番でいただいてて、論点絞るよというところを反映してきてございます。
0:04:23	ではスライド8スライドは、区域区画の設定でございます。こちらについては矢じりの二つが安東なのか小穴のかというコメントをいただきまして、両方の項目を満たすという意味で黄色字の、
0:04:35	以下の2か2項目を満たすように設定するという記載に変えさせていただきました。
0:04:41	9スライドは、後程補足説明資料のコメント回答でもご説明しますが、各火災区画、
0:04:49	の色塗り、AAトレンBトレイン、SAのトレイン、それらが無い。
0:04:54	ところの区画がわかるよというコメントございまして、小野川等に記載を合わせてきたというところでございます後程ご説明します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:03	10 スライド 10 スライドは、プルボックスというのがあるんですけども、そちらのその機能ですとか役割を少し追記させていただいてございます。
0:05:15	11 スライドが以降が消火設備について記載がされているところなんですけれども、
0:05:20	いきなりその中にスライド 13 スライドで、具体的な消火設備を書くのではなくて、どういうふうに北海道電力として、消火設備を選んで設定してきたかということで、
0:05:32	そもそもその立地した時の消火設備する、そして新規制基準後、対応するように加えてきたというようなところで、消火設備の網羅性、どういうふうに、消火設備を選んで設置してきた。
0:05:46	というイントロの部分を、11 スライドに加えさせていただいてございます。
0:05:52	14 スライドでございます。
0:05:55	14 スライドは、中央制御盤の系統分離が、いきなり写真だけは貼ってて、実験データとかもあるんだけど、繋がりがわかりづらいというところ。
0:06:07	あとはその実証試験とどういう関係にあるのかというところが、
0:06:11	具体的に書かれてないというご指摘をいただきましたので修正してきてございます具体的にはその中央のこのコンソールに設置する各機器の離隔距離及び金属の厚さっていうのは、
0:06:23	実際に設置する機器に対して実証試験で確認したフローの必要な離隔距離、金属バリアの厚さ以上を確保し、設置する設計といたしてございます。
0:06:34	このため、竹井に影響を及ぼす恐れはないんですというところを書かせていただいて、さらに先行の実績というところで、実証試験による分離対策は、
0:06:44	高間金号機と同様であるというところを記載させていただいてございます。
0:06:49	こちら側のパワーポイントの説明になります。
0:06:52	コメントの回答ですけども、資料の 1ー10 をご覧ください。
0:07:00	ページ数としては、18 分の 14。
0:07:05	になります。
0:07:09	でしたからなんですけど、グ具体的なその先行プラントで実績が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:15	あるものは、先行プラントの状況を詳しく書く。またその差異理由についての記載が、充実してないところがあったのでしっかりと書いてくるというところで、
0:07:26	記載してございます。No.55 から 57 はそのような記載でございます。
0:07:31	No.58 は、気体廃棄物処理系。
0:07:36	について水素濃度管理とか防爆のところの記載だったんですけども、そちらについて酸素濃度で管理して爆発大庭区域に達しないという管理をしているところ。
0:07:47	について、系統ですとか管理の仕方について補足で、説明資料につけなさいという、つける説明せよという話と、あとですねこちら書いてますように私 3 月 24 日の日には、
0:08:02	泊が初めてだということでは言ってしまいましたが、実際実績調べますと、発電所、当社の 3 号炉を作る前に、
0:08:11	大飯 34 号炉、玄海 34 号炉さんの方で、
0:08:15	同じように酸素濃度を管理して、液体廃棄物処理をする、同一の設備を使っているというところが実績ございましたので、
0:08:25	その辺を加えまして、追加資料の方を作成して、そちらに記載させていただいてございます。
0:08:36	あとはですね図面に関わるものが、
0:08:39	60 番 61 番あります。62 番から、
0:08:44	最後までいくと、大体パワーポイントについてのコメントでございましてパワーポイントについての修正箇所については先ほど説明しましたので、
0:08:55	それ以外のコメント補足回答の補足説明資料にて説明するという図面関係、わかりづらいというところがございますので、そちらに対してのご説明をいたしたいと思います。
0:09:08	資料については、別紙で作ってきている、まず、1 の-12 でございます。
0:09:19	さて、
0:09:20	片野、はい。
0:09:22	こちらは 61 番ということで指摘いただきまして、内容としましては、A 区分で A B S A 阿藤原子炉格納容器内の、
0:09:35	A トレン区分がわかるような図面と、火災区域区画をしていくことというところで、そこら辺を明示したものを作成して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:45	補足説明資料に反映しましたとはしていきまうということを書いてござ います。具体的には、次のページに、
0:09:55	二つのフロア分を、
0:09:58	抜き出して絵を持ってきてございます。
0:10:01	例えば、いました 2 ページ、横に見ますと、
0:10:07	火災区域区画の線を、オレンジとオレンジの区域、それと区画を黒の太 線で書きまして、それぞれのエリアが、火災区画が、
0:10:18	A トレン B トレン、S A その他の機器が設置されているというところを まず書きました。
0:10:24	それに加えて各火災防護対象の機器装置がそれぞれ何トレイに属するも のかというのを文字の色で赤緑、黒というふうに書き加えました。
0:10:36	政権デービーもございませうので S A のものを右側の凡例に書いてませう S A 設備、青枠で囲うようにしてございませう。
0:10:44	※は、機器の名称の後に油内包機器、水素内包機器を明示すると。
0:10:50	あとその火災区画ごとにどういった消火設備を設置するかとこのも、 北海道電力の場合は、局長ではなくてすべて付けるときは全域消火装置 をつけてませうので、
0:11:02	それらがカバーしてるエリアについて水玉というか、DOT の網掛けを してございませう。これらの記載方法につきましては、女川さんと同一 で、情報量としては同じになるようにやっけて参りました。
0:11:16	これが区域区画の色塗りの図になります。
0:11:20	続きまして、1-13 でございませう。
0:11:24	前回、29 日に、
0:11:28	ご説明した際に、一部その版が、A トレンに存在している盤の系統分離 について具体的にどういう配置になって、どういうふうにする系統分離 をやっけていくんだという、
0:11:39	ところを補足説明資料に反映するといふコメントをいただきまして、図 面作っけて参りました。具体的にはこの 13 の真ん中の絵に書いてませう。
0:11:50	ピンクの枠で囲っているところが、
0:11:53	ごめんなさいませう原子炉建屋 10.3 メートルと書いて水色に塗っている ところが火災区画の RB3-08-1 というところで、
0:12:04	B トレンの火災区画に設置されてませう下に、文章で書かせていただいた んですけども、この水色が B トレンで、このピンクの中で抜き出す と。
0:12:15	トレンの盤が 2 面並んで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載してございませう。

発言者による確認はしてございませう。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:19	その横に緑のアンダーラインを引いてる、Bトレンの盤が二つ並んでますと、その間を1時間耐火隔壁で分離しますという絵にしてごさいます。そのようにした上で、
0:12:34	火災の感知、消火設備を設置するということで、系統分離対策を行うということをごさいます。
0:12:43	これがその場に対して、どういう区画で、どういう配置でどう分離するのかということを示したものでごさいますこれを補足説明資料に入れて参ります。
0:12:53	それ以外にですね、次ですけれども、1の-14でごさいます。
0:12:58	指摘事項の68ということで、
0:13:02	こちら、えっとですね。
0:13:06	区画ごとにそれぞれの区画が系統分離がどのような系統分離対策をするのかっていうのを、
0:13:14	各火災区画の系統分離の施策についてわかるようにするという様を、これ資料の、
0:13:21	7-添付10というところにありますんで大井さんにはありまして女川さんにはないんですけどまとまり今回つけてきたと。
0:13:30	大井さんとの比較の中で入れてございまして前回、
0:13:34	各区画、
0:13:36	トレンの色もわかるようにと、系統分離の絵なんですけどそれに加えてもともと何トレンの色かかっていうのもわかるようにしましょうというところで、図面を改正してきました。
0:13:47	それが次のページにございまして、
0:13:50	10.3メートルで例示してます。ここを持ってくる前は、
0:13:56	凡例の左側の点線と言うAトレンBトレンSA設置エリアその他というような、色が塗られていない状態の、単純にその
0:14:07	3時間耐火6メートル感知、
0:14:10	1時間感知消火っていうようなところが記載された図だったので、それに加えてそれぞれの区画が、Aの部屋なのかBの部屋なのかとわかるのを、区画の内側に点線を引いてですね。
0:14:23	記載してきてます。こちらが資料7-10の方に加わるというところで、情報をして書いてきたというところでごさいます。
0:14:33	次のページが17.8メートルになります。
0:14:39	はい。こちらの資料の説明は以上となります。最後は、
0:14:48	資料の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:49	ナンバーで言うと、
0:14:51	ごめんなさい、資料の1-11で41条側の方のコメント回答になります。
0:14:58	こちらは一番最後の方、ページで残っているのが14と15でございます。
0:15:06	はい。14番はですね、こちら取りまとめ資料に、格納容器内の水素濃度を減らすための、
0:15:14	イグナイターという操作スイッチがあるんですけどその誤操作防止について記載された箇所、
0:15:21	潜航と、扉を開けてから操作スイッチをする通訳者になって誤操作を防ぐというような内容が書かれているところで、先行の実績があるんであれば先行の実績を記載ということで、
0:15:33	こちらの四角枠に書いてる大井さんで実績ありますということを書きました。
0:15:38	15番につきましては、飛来物防護竜巻に対して、循環水ポンプ建屋の中に補機冷の補機冷却海水ポンプがございますので、
0:15:49	そちらに飛来物防護対策をしているという旨を、こちらの
0:15:54	修正箇所、右側反映箇所に全部記載させていただいたということを回答させていただきます。
0:16:02	ご説明は以上です。
0:16:08	長大塚です。ご説明ありがとうございました。
0:16:11	藤。
0:16:12	まず確認なんですけど、
0:16:15	審査会合前に当初4月21日の方にですねもう1回ヒアリングの方を予定してたんですけど、
0:16:21	4月21日の内容を、
0:16:25	今日のヒアリングにまとめて、今日、介護前最後のヒアリングという、
0:16:29	位置付けで今、
0:16:31	進めてるんですけど、
0:16:33	コメントリストだけ見ると、今日すべて回答したように見えるんですけど、まだ細かいところで残件があるという認識なんですけど、阿藤説明として残っているもの。
0:16:44	が何があるのかっていうのを、
0:16:46	ちょっとご説明いただけますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:51	適正化リストに記載されているものがございですが、コメントリストについては、一応、今日の説明で、
0:17:00	全部説明したということにはなりません。
0:17:13	規制庁大塚です。適正化リストに含まれ、
0:17:17	出ないものもまだありますよね。
0:17:22	基本的に北海道電力竹田でございコメントのやりとりをしている中で、
0:17:28	ホワイトボードなりを、を整理していく中で、バツにあるものは全部適正化リストに入れて記載してございまして、0については、今、コメント回答いたしましたものにすべて記載させていただいてございします。
0:17:53	すいません。資料には反映して、須賀衛藤にトラック、ごめんなさい4月予定していたものの、2回目分ということで今日ここに資料を積みまして、
0:18:06	次4月13日の日に、
0:18:08	資料を出すんですけど、その時には一括全部反映した、3月29日にご説明した。
0:18:17	内容を反映したのも、
0:18:19	まとめて4月13日、一括すべて出すということになります。
0:18:25	規制庁大塚です承知しました。
0:18:28	だから3月の
0:18:31	29日でしたっけ、2、3月の2回目のヒアリング分の
0:18:37	適正化リストに乗るべきものはまだ資料には入ってないってこと等ですよ。
0:18:42	北海道竹田でござい。その通りでございします今日提出させさせていただいている部分は、当初4月分、
0:18:50	として予定していたものも、
0:18:53	半分のものを、3月24日までのコメントと、3月。そうだよ。
0:19:02	コメントを反映した状態で持ってきていて、一括29までのコメントを反映した補足説明資料は、4月13日に提出するという予定でございします。
0:19:16	規制庁大塚です。
0:19:18	承知しました。適正化の範囲であれば、ヒアリングに修正してもいいってことになってますので、いいと思うんですけど。
0:19:26	特に会合、今回の会合に関係ある部分については、もれなく反映するように、お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:35	移動電力、武田でございます承知いたしました。
0:19:47	規制庁大塚です。それではちょっと中身に入りたいと思います。
0:19:51	まず、パワーポイントなんですけど、
0:19:55	前回の審査会合の、
0:19:57	コメン等で、脱塩室等、
0:20:01	に感知器を設置するかどうかというところでコメントさせていただきましたけど、脱塩塔室の、この個別のスライドについては、
0:20:09	つけなくていいということになりまして、とは言ってもですね、
0:20:15	壁の向こう側で、小さい開口部から煙を、
0:20:21	流れてくる煙を感知して、
0:20:25	感知するというので、ちょっと特殊性がある場所だと思ってるんで、まとめ資料の方には、
0:20:31	個別の資料をつけてくださいというふうに前回お願いしたんですけど、今回まだついてない。
0:20:40	感知器については5月分で予定されてましたので、29日いただいたコメントとして13日に提出する資料には、入れて参ります。
0:20:54	規制庁使うあそこはちょっと適正化というよりは、
0:20:59	主には公認で確認する内容にはなるんですけど、内容も関わってくる部分なのでできれば、協議に行っていきたいんですけど。
0:21:37	そっち、そちらはこっちのパワーポイント1の回答で、日本語としてはですね。
0:21:43	フィルター室脱塩塔に感知器を設置する設計としたため、設置しないとする設計を削除と。
0:21:52	いうところと、13日に提出する。紙資料には、適正な位置に、煙と熱がはかれる位置に設置して、
0:22:04	図ることとするっていうような旨を、資料8条の資料5という、感知器のところに記載させていただき予定でございます。
0:22:59	後半の水戸ラックというか5月分の主まとめたその一式の資料の方に入っ反映は、
0:23:06	システムしてますって今日はちょっと持ってくれません。
0:23:09	さようでございます。
0:23:58	規制庁大塚で承知しました。では
0:24:01	脱塩室等の詳細な
0:24:04	まとめ資料につきましては、後日の資料提出通の
0:24:10	方ですね内容の方確認させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:26	規制庁大塚です。続きましてコメントリストで、
0:24:30	コメントのあるところから順番にいきたいと思いますまずコメントナンバーの、
0:24:36	すいません。
0:24:38	資料1-10の八条側のコメントリストのNo.56関係。
0:24:46	ですね。
0:24:49	これはコメントリストのコメント概要。
0:24:53	の方見ていただければわかるんですけど、
0:24:59	2パラ目に実際の記載書いてあって、女川3号炉ってあるんですけど女川2号炉の間違いでよろしかったです。
0:25:07	内訳北海道電力竹田でございます大変申し訳ありません、女川の2号炉でございます。
0:25:24	はい。規制庁大塚です。承知しました。続きまして、
0:25:28	コメントリストのナンバー58関係ですね。
0:25:32	比較表でいうと、
0:25:35	八条別1、
0:25:37	C1、
0:25:40	3、
0:25:42	5-2ですね。
0:25:45	比較表の八条別11、
0:25:50	35-2です。
0:25:57	はい。
0:25:59	このページで前回PWRでは、
0:26:03	酸素濃度で管理してこないっていうところだったんですけど先ほどのご説明で、もう1回確認した結果多いと限界が実績があるということだったんですけど、
0:26:14	追加していただいた資料の、
0:26:16	中で一番最後のなおキーのところ、
0:26:22	挑戦工事。
0:26:24	の実績書いてあるんですけど、これはちょっと本文の中身に書かなくていいかなって印象を受けたので、
0:26:30	そういう理由の方に落としていいかなと思いました。
0:26:36	いかがでしょうか。
0:26:38	今日、承知しました方。
0:26:40	本部

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:41	まとめ資料本文の記載としては、
0:26:44	ちょっとはい、そういう理由の方に記載を移させていただきます。
0:27:13	規制庁大塚です。ちょっとそういう理由の方に落としてください。続きまして、
0:27:18	コメントリストのナンバー59 関係で、
0:27:21	比較表のページで言うと、
0:27:24	八条別 1、4、
0:27:27	. 2-10 をお願いします。
0:27:32	八条、月 1、4、
0:27:35	. 2-10 です。
0:27:52	はい。この記載の、
0:27:56	黄色ハッチングの一番下のところ、ところで、真ん中辺に、
0:28:02	このうちの一部のケーブルについてはっていう、
0:28:06	文章があって、ここの記載についてなんですけど、
0:28:09	このうちの一部のケーブルについては自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験を満足するかっていう。
0:28:17	文章があって、そのあとにですね耐延焼性を確認する。
0:28:21	糸井古井さん and 和智さん、垂直トレイ燃焼試験の
0:28:24	判定基準を満足しないケーブルの主要箇所以下に示すという文章があって、
0:28:30	何か前段と後段の文章。
0:28:33	の記載がですね繋がらないように思うんですけど、比木サイトとしては、正しく表現できてますでしょうか。
0:28:46	ここで、北海道電力竹田でございます。ここで示すべきは、アイトリプラーの垂直燃焼試験に合格しないケーブルはここだと言えば、
0:28:57	良いところでございますので、
0:29:00	この自己消火性を確認するUL燃焼試験を満足するはっていうところをまずとると、
0:29:08	あと本文側の記載。
0:29:10	そうすると、このうち、一部のケーブルはというかですね下は赤点線の枠で書かさせていただいているところが、
0:29:19	燃焼試験の垂直試験を満足しない部分を示してるんですけども、
0:29:26	記載を適正化させていただきますすなわち、
0:29:33	このうち一部のケーブルについては、耐延焼性を確認する。
0:29:39	大変致傷性を確認する場合通りプリ垂直燃焼試験の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:44	河内高校、すいません。
0:29:46	そうですねそうですね。こちらの表現についてはTHAI印象を
0:29:54	性を確認するIトリプルの判定基準を満足しないケーブルの主要箇所を以下に示すというところの記載にさせていただきます要するに就職する。
0:30:06	ふう分が多すぎて結局、
0:30:10	買取の試験をパスしなければ、下に使われてますというところだけをシンプルに記載することとしたいと思います。
0:30:23	規制庁大塚です。
0:30:25	そうすると、UL垂直燃焼試験は満足すると記載がなくなるということですか。
0:30:34	そうですね事実としては満足するんですけども、
0:30:39	満足しない、アイトリの試験を満足しない箇所は下に示してますというところに特化する書き方に、
0:30:47	した方がシンプルにわかりやすいかなというふうには考えました。
0:30:54	規制庁大塚で承知しました。
0:30:57	あと、今ちょっと文章これから変わるということなんですけど、このうちの一部のケーブルについては記載なんですけど、
0:31:06	この一部っていう記載が、
0:31:09	本文側では前回、一部って入ってたものを今回一部を削除されてるんですけど、
0:31:15	結局、
0:31:17	どっちの方が適切とですね、きちっと説明しますとこの赤点線で書いてるところが、
0:31:23	同軸ケーブルで、
0:31:26	iトリプル位の383の垂直トレイ試験を満足しないところなんです、逆に言うと、この
0:31:33	核の核計装ケーブルと放射線
0:31:37	設置用ケーブル、この黒、黒で赤枠囲まれてない線の部分は、同軸ケーブルじゃなくて普通の制御ケーブルだったり、
0:31:45	普通、同軸じゃないケーブルなんで、本文もそう書いたんですけど、この
0:31:53	前段からいくと、
0:31:55	合評

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:56	ポリエチレンを有する同軸ケーブルをし、使用している、このケーブルについては、
0:32:03	ていうのが本来は正しくて同軸ケーブルで、核計装用の同軸ケーブルと放射線監視設備用の同軸ケーブルは、
0:32:14	川合鳥居を、
0:32:16	パスしないと。
0:32:25	規制庁、大塚です。だから本文側の一部は、
0:32:28	今回修正のあった通り、削除を削除するっていうのが正しいということでございます。同軸ケーブルで、核計装放射線
0:32:38	設備に使われている同軸ケーブル、
0:32:40	は、すべからず毎鳥居の試験を報告してないというところがございます。
0:32:47	規制庁大塚です。理解しましたじゃちょっと、
0:32:51	今回の
0:32:55	添付の資料からは、その記載消えるということで、はい、承知しますと。
0:33:00	あと、ちょっと細かいところでそういう理由の欄で、i トリプル飯野あいが消えてるところがあるので、
0:33:07	修正をお願いします。
0:33:12	小大塚です。あと、
0:33:16	次のページのその図のところ、
0:33:20	格納容器内と格納容器外の境界押す上の図では線を引いてるんですけど下の図で、
0:33:27	線がないので、
0:33:29	その線を引いていただきたいのと、
0:33:31	その赤線で赤点線で囲ってない。
0:33:36	判定基準を満足しているケーブルについては何のケーブルなのかっていうのがわかるようにしていただきたいんですけど
0:33:43	よろしいでしょうか。
0:33:46	赤点線をしてないところは、電源ですとか、制御信号とか送ってるところなので、そちらがわかるような記載としたいと思います。
0:34:23	火災対策室の齋藤です。ちょっとここの論理のちょっと前後関係をちょっと教えていただきたいんですよ。
0:34:33	八条別1の資料の4の添付2の今、90ページのところを今、大塚からお話がちょっとその前のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:44	別紙 19 ページだと別紙 2 が D F パテの耐久性について書いてあって、
0:34:50	もうちょっと前だと、添付の 2-5 ぐらいのところにコーキング材の施工方法っていう図が入ってて、
0:34:58	なんですけど、D F、この子、まずちょっと、事実関係として確認したいのはこのコーキング材っていうのが、これが D F パテになるということでもまずよろしいですか。
0:35:10	北海道電力、竹田で最後でございます。
0:35:13	火災対策室の齋藤です。それですね、
0:35:18	この D F パテというのは、
0:35:24	これは例えば、建築とか消防の世界とか D 配管を埋めルー話でいくとですよ、例えば
0:35:35	建築基準法上どこで行くと貫通部の処理の仕方と違って大臣認定品とかあったりそれから 08 区画、障防法代理 8 区画のところの貫通部の処理であったり、そういったものと、この D F パテの違いってのは何かあったりするんですか。
0:35:54	北海道竹田でございます。私の理解の範囲ではこれは原子力ように、PWR のプラントで広く使われて、メーカーが開発したものなんですけども、国交省の認定と、
0:36:08	そういう、
0:36:10	建築基準法の認定というものを取った製品ではない、ない。
0:36:14	ですが、広く PWR では一般的に使われているものでございます。
0:36:22	火災対策室の齋藤です。いや何かお伺いしたいかっていうとですねこって先ほどの添付の 2-5 のところで、図がある通り、
0:36:33	管、電線管と、その間を通ってるケーブルの間を
0:36:40	きちっと空気の層、空気の穴がないように、しっかり遮断しないと、基本的には効果発揮しないんですよ。D F パテの今のこの説明でいくと、基本的性能について、
0:36:56	マリーなんか説明されてないなあとってパッと今見ててですね。それから先何が書いてあるかっていうと、別紙 1 は空気量の話だから、それでいいとして別紙 2 の、
0:37:08	9 ページ、9 ページのところは耐久性の話が入っていて、
0:37:14	にもうすでに飛んじゃってるんで、そもそもこのパテの
0:37:18	買って、どういうふうに、要は証明されるのかなっていうところがですね、ちょっとよくわかんなかったんで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:30	また、資料等充実させていただければ、この部分についてはまず資料充実させていただいてその表記見ながらすいませんちょっと、あと事実関係をさせていただきたいと思います。
0:37:44	まず、まずその1点よろしいですか。
0:37:47	多分今すぐには答えられないと思いますんで。
0:37:57	そう。
0:38:10	北海道竹田でございます施工方法を、その隙間なくという話については、今資料2-5の比較表の方の、
0:38:21	ごめんなさい資料4の添2-5の上に、
0:38:27	また、第2図の通り隙間なく施工して仕入れ性を有しているですとか、あと実際にその電線管の中で火事が起きた場合は、温度が上がって空気が外側に出ていきますという話。それと、あとこの
0:38:43	リーフパテ自体がですね熱、実際に火災が発生して熱が加わると、炭化して膨張して、隙間を埋めて発行していくような形の材質なんでそちらについての記載
0:38:53	2の方にありまして、あとですね今日お持ちしてる資料の方にはないんですけれども、
0:38:58	後程説明しますけれども、後程っていうのは今日じゃないですけど、資料7の方の系統分離の方にもですね、立野布施性能ですとか、施工の方法について、
0:39:11	記載したところがございますのでそういった中で説明して参りたいと思います。
0:39:17	はい火災対策室の齋藤です。要はね何々をも確認したいかっていうと、要は
0:39:25	上の部分っていうのは貫通、いわゆる貫通部の処理っていう、いわゆるこれも貫通部の処理の一つなんですけれども、貫通部の処理っていうのは、基本的には、
0:39:36	要はいろいろきかクウとかに沿ってやっているか後はみずからその企画、自分たちがやろうとしていることを、技術的、
0:39:47	その妥当性を説明するかのどちらかなんですよね。そうすると自分たち、今のご説明でいくと、DFパテっていうものを使用して、
0:39:56	自分たちでその妥当性をご説明するんだと、いうように聞こえましたんで、その部分についてですね、そもそもそのDF把ての性能であるとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:09	それから施工方法ですね施工方法が結構重要なんで、その施工方法とかについてもですね、
0:40:17	こういった資料の中で技術的に、
0:40:20	瀬、こういうやり方こういう法電線化に対してこういう方法をとるのであればですね、技術的に説明ができますということを示していただきたいということですね。
0:40:32	お話を差し上げているということで、ご理解いただけますか。
0:40:37	資料等を充実させて、資料7とかにも記載があるんですが本日お持ちしてませんので、その辺を充実させてご説明したいと思います。
0:40:48	よろしくをお願いします。あと、あと最後にですねちょっとすいませんこれ単純に
0:40:53	資料の見方だけ教えていただければと思うんですけども先ほどの点の中っていうところに戻っていただきたいんですけども黄色でアイトリプルサン83って別さんの上、上にですね。
0:41:05	別紙2のDF館野耐久性の寿命のDFパテの寿命のところについて書いてあるんですけども、
0:41:14	ここに一番最後のところに別紙3のすぐ上のところに各温度での寿命結果を用いてアレニウス則によって寿命評価した結果40度で40年の結果を終えた。
0:41:27	いうふうに記載があるんですよ。多分説明をいただいているところが第4図とか第5図の、
0:41:34	話なんだろうと思うんですけども私の認識してるアレニウス則で使用温度が10度上がれば、寿命が2分の1になると。
0:41:42	というような市の話だと思ってるんですけども、
0:41:47	その辺の話と、この第4図とか第5図で、40°が40°40年という話が、どういうふうに、
0:41:58	いいのかっていうのがちょっとよくわかんなかったんで、ご説明いただいてもいいですか。いや基本的には、多分この第5図の9分の1っていうのが、
0:42:08	これが何を示してんのかなという話に多分なるんだと思うんですけども。
0:42:43	例えば一般の電子部品ですとかゴム材のレッカーでエクスポネンシャルにして使用した環境温度の、
0:42:51	エクスポネンシャルt分のTとかで、寿命が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:55	嵯峨下がるじゃないですか温度が上がれば、寿命は縮まっていくという ような形になるんで、高い温度で試験したものを、低い温度で使うと、 伸びるというところを模擬的に図示したものなんですけれども。
0:43:11	若干ちょっと今ちょっとわかりづらい形になってますんで、横軸と縦軸 の関係を少し丁寧に記載したいと思います。
0:43:22	火災対策室の齋藤です。何となくおっしゃってる意味がわかってきたよ うな気がするんですけども要は、
0:43:32	こっこの今第五条のところに3点、点を打っていらっしやいますけれど も、この3点を打っているのは、その前のページの第3図のところで、 火であぶっているんで、高温環境で、
0:43:48	やってるっていうのでその高温環境でやってるものの3点が、ここの3 点になっていて、実際にはここの期間40年っていうところのこれも実 は、
0:44:01	いや要はこれがリニアなのか、体数なのかっていうのもよくわからんか ったんで、それでお伺いしてたんですけども、要は、
0:44:13	X軸は軸の取りかたが、
0:44:17	すいませんもうちょっと詳しく書いといていただければ、
0:44:21	この話がわかるとわかりわかりますよねというような認識でよろしいん ですか。
0:44:28	図面が不親切で大変申し訳ありません基本的に火であぶって高温でやっ て、それが40度常温でした場合はこのぐらいの寿命になりますと全然 劣化が始まる前抵抗の低下が見られるのはこのぐらいになりますとい うようなものを、
0:44:41	示した絵なんですけれども、ちょっと第5図の横軸ですとか縦軸はわか りづらいと、先ほどご説明したように基本的にはエクスポネンシャルT 分、すいません。
0:44:52	そういう形になってるんで、横軸については何だろう、ログ対数を取っ たもので線形になると理解してますんで、事実関係を確認してもう少し 記載を丁寧にしたいと思います。
0:45:06	火災対策室の齋藤さん、やっこの図の見方がわかりましたはい、あり がとうございます。
0:45:18	規制庁大塚です続きましてコメントリストの、
0:45:22	ナンバー60 関係ですね区域区画の
0:45:25	図の件で、
0:45:28	まとめ資料の本体側、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:31	で見ると、
0:45:32	8条の別1、
0:45:37	C3の添付2-24ページからですね、図をつけていただいているんですけど、
0:45:43	以前に、
0:45:45	比べて、線が太くなったりですね。
0:45:48	判例がわかりやすくなったり、大変見やすくなったんですけど、ちょっと見た目だけでちょっと判断できないところで、ちょっと念のための確認にはなるんですけど、
0:46:00	火災区域を、このオレンジの点線で、
0:46:03	囲ってる範囲。
0:46:05	の中に火災区画を、
0:46:08	設定していただいているんですけど。
0:46:11	オレンジで過去、
0:46:13	中で、火災区画としていない場所っていうのはない。
0:46:17	という理解でよろしいですか。
0:46:22	北海道竹田でございますその理解で結構でございます。
0:46:25	規制庁大塚です。承知しました。ちょっとこれは、そこだけ確認したかったので、
0:46:31	ありがとうございます。
0:47:02	規制庁大塚です。続きましてコメントリストの、
0:47:07	67関係で個別の資料で用意していただいた資料1-13なんですけど、
0:47:22	別のトレイの制御盤が、
0:47:25	同じ区画にあるところでまた1課へ器を置く。
0:47:29	位置を示していただいた資料で、
0:47:33	回答の一番初めのところに、
0:47:36	補足説明資料に追加いたしましたって書いてあるんですけど、まとめ資料の本体の方に、
0:47:42	入ってないんですけどこれは今から追加するということではよろしかったですか。
0:47:49	北海道電力、竹田でございますすみませんこれ13日出すものなんで語尾としては追加いたしますという方が正しいかと思えます。
0:47:58	実際にこの資料がですね織り込まれるのが資料7ということで、13日に提出する資料にはこのように記載して、入れたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:09	規制庁大塚で生じました。だから他のこの個別になっている資料の資料1-12とか、
0:48:16	14も、13日の
0:48:19	資料に追加されるということですね。
0:48:22	北海道竹田でございますはい、さようでございますあの10資料12や14についてるものはサンプルはちょっと間に合ったんですけども、全エリアに対するこのような修正をしてきた。
0:48:34	図というのがちょっと今日間に合わせることができませんでしたので、
0:48:38	13日にご提出する資料には、このような体裁にして、
0:48:43	提出させていただきたいと考えてございます。
0:48:47	規制庁大塚です承知しました。
0:48:50	資料1-13のところでは制御盤の位置を示していただいて、
0:48:56	耐火平均の位置も示していただいたんですけど、
0:49:00	ちょっとそれぞれの盤で、
0:49:04	ケーブルがどう流れているのかちょっと気になったので、もし可能であれば、
0:49:09	ケーブルの流れも、図のように、図の方に表記いただいて、
0:49:15	それぞれのケーブルについて、対策するのであれば、
0:49:18	対策してる範囲を示していただいて、
0:49:23	示していただいた方が、
0:49:25	マーケット分離のと、
0:49:26	資料としてわかりやすいかなと思ったんですけども、いかがでしょう。
0:49:38	北海道竹田でございます坂野、ケーブルの入り方というのは上からと下から入ったりしてる伴でございます。
0:49:48	しまして、電線管等で最後入っていくんですけども、そちらの方が、
0:49:55	わかりやすい形で、
0:49:58	図面に、
0:50:02	少々お待ちください。
0:50:23	竹田でございます複数の電線管で入っていったような形になるんですけども、ちょっと拡大するなど工夫しまして、ケーブルの入り方、
0:50:33	わかるようにします。基本的に電線管についても、1時間耐火を施して分離するということで、こういったところから入ってきてというのが、
0:50:43	わかるようなふうにしたいと思います。
0:50:46	規制庁大塚です。お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:54	原子力規制庁の深山です。この火災区画は1個一つですか。
0:51:03	北海道竹田さんのこの水色に塗ってるところが一つの区画、廊下みたいなどころなんですよね。はい。
0:51:09	衛藤。
0:51:11	これは何で一つなんですか二つになるわけないんですしたっけ。
0:51:17	空間廊下でええんも、米英取ろうかは別にいいんだけど、
0:51:23	ここに書いてある、下に大きくなってる図ありますよね。
0:51:29	AトレンBトレンって再議分かれてて、真ん中に2時間耐火日があるんだけど、
0:51:34	なんでここは区画で分けないんですかっていう質問。
0:51:53	北海道竹田でございます系統分離と影響軽減もありますけど、系統分離につきましては、同一区画の中でABC3方策によって区画を分離するというので、
0:52:05	1時間耐火、感知消火をするという形で今、このように設定しています。
0:52:13	それは区画に、例えば部屋のようにして区画に、
0:52:18	分けるということも確かに、
0:52:20	できるんですけれども、実際の運用この場を起動する。
0:52:24	操作ですとか、運用を考えたときには、操作性等を考慮すると、部屋、部屋を空ける、保守とかも考えますと、今間に1時間耐火影響して運用したいというところでこのような絵になってございます。
0:52:39	宮尾です。そういう意味そういうふうに整理するんだと。
0:52:44	前半のテンパチで記載されている系統ぶりの
0:52:48	中の記載が追記されなければいけないんじゃないかなと。要は、もともと等審査基準でやっている3方策ありましてね、3方策プラス、
0:52:58	制御室格納容器っていうのは、それぞれの
0:53:02	特別な火災区域の、
0:53:05	区画の系統分離っていうのがやられてるんだけど、ここがそういうふうに今言われてるように、特別な対応を、
0:53:13	されされるのであれば、その記載って必要ないんですかだけなんですけど。
0:53:25	規制庁やるそれとあとここはこの伴の取り扱いって多分どこのサイトもあると思うんだけどこのサイトを、
0:53:31	だけがこういうことをやるんですか。
0:53:33	他のサイトもこれ区画で分けてない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:46	北海道電力の平田です。関連美浜の方ですが、設置許可の断面では火災区画として扱は、
0:53:56	A Bのトレンがある。
0:53:59	部屋といいますか、通路のようなところだったと認識しているんですけども、その部分を一つの区画火災区画として設定していたというふうに認識してございます。
0:54:12	えっとですね、ちょっと今、
0:54:23	比較表でいうとちょっとちっちゃくなるので、全体のまとめ資料側で、
0:54:29	言いますね。
0:54:31	八条本の39ページ。
0:54:39	1.6. 1. を火災営業のための対策って書いてあると思うんだけど、
0:54:51	今言われているのは、
0:54:55	この一番、40ページのところは地上本の40、
0:55:00	ここで1時間体系に分離火災感知器、自動消火設置、
0:55:06	ここを、
0:55:08	ここの説明で分離させるということを言っているってことですかね。
0:55:16	北海道竹田でございます。はい。一つの区画の中で、
0:55:21	系統分離を行うということで、こちらの本の40のCポツを適用したいということでございます。
0:55:31	ちょっとこれね。
0:55:33	考え方なんだけど、当然、ケーブル、
0:55:37	区分跨ぎしてるケーブルとかは多分こういうふうにしてると思うんだけど、
0:55:41	これって、ケーブルじゃないよねって版だから、
0:55:46	そうすると、
0:55:48	その跨いでるケーブルと同じように、それでいいのかって話。
0:55:52	2ね要は区画で分けなくていいのっていうだけなんですよ。
0:55:59	北海道竹田でございます翁長さんの比較表の方でも書かせていただいたんですけども、トレーに存在する機器類、
0:56:09	の記載のところで、女川さんにおいても、原子炉の非常で炉外の原子炉非常停止盤等、盤については、AトレンにA版が存在してますということで、区画を分けてないという事例がございまして、
0:56:24	その他先ほど平田が申しましたように、トレンド版があって、成功パスなり、安全停止が可能かどうかということについては、それが達成可能なように、系統分離対策を行うということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:37	こちらの1時間、対数1時間の、
0:56:41	検知消火によって系統分離を行うということでございます。
0:56:45	ですね。
0:56:47	ちょっと比較のちょっと場所を教えてください。
0:57:33	ちょっとC、ちょっと2トラック目の資料7というところになってしま うんですよね。
0:57:40	五名等は、
0:57:42	あれですけど要は、気にしてるのはこれが悪いとかいいとかじゃなく て、当然先行の実績があるの私は認識はしてるんですよ。さっき言った 長野坂みたいなものがあるというふうに認識してます。
0:57:56	その場合に、申請書上どう書いてるのかなと思う。
0:58:02	を確認したかったっていうだけなんですよ。
0:58:47	フィード竹田でございます系統分離につきましてはですね比較表の方の 八条の本文の、
0:58:54	63ページ。
0:58:56	辺りからですね、系統分離で、
0:58:59	影響軽減のための、というふうに始まりまして、
0:59:04	分離というところは63からずっと始まっていて、比較表では女川3 泊3号炉というところで書いていってるんですけども、
0:59:13	そうですね徳田してここが例外がここですっていうのは、
0:59:17	テンパチにはなくて、何だろう。
0:59:21	補足説明資料の、
0:59:23	方に落ちそうかなと思って、補資料があったのに、認識してんだけどテ ンパチが2を落ちてなくて、
0:59:30	今言われてるのは多分、石津中央室外のところの坂野1時間プラス自動 消火のところのことを多分言われてて多分それと同じ区画になってた と思うし、
0:59:41	はい。
0:59:42	で、
0:59:43	ここを女川じゃ、泊の場合は、これ、
0:59:49	他のPWRわあ、もう、いや御ちょっと他のPWちょっとあやしいと ころがあつてごめん。
0:59:58	ちょっとちょっと打ち合わせ、
1:19:07	はい、規制庁大塚です。それではヒアリングの方再開します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:15	今、火災対策室の齋藤です資料の1-13のこの図の中で、今、1時間耐火障壁、書いていただけてますけれどもこれ平面図だけなんで。
1:19:28	立面としてどういうふうになるのがわかるかというところをまず示して欲しい。その中で、
1:19:37	必要な、あの辺、の変更とか対策とかがわかるようにして欲しいっていうのと、あと合わせてですね、1時間耐火プラス、系統分離の場合ですと、
1:19:47	自動感知償還の感知自動消火なので、その考え方についてもですね、ちょっと示していただければと思います。よろしいでしょうか。
1:19:58	井戸電力竹田でございます高野記載はですねトレーにある伴というところで記載したんですけれども、
1:20:08	区画自体をまず分けてしまうということを含めて、ご回答させていただきたいと思います同一の区画で1時間耐火感知消火を取るんであれば、今おっしゃったようなご説明をいたしますし、
1:20:22	区画を分けますということであれば、このトレイにある番としての記載からは削除していきたいと思います。いずれかでお示ししていきたいと考えてございます。
1:20:34	火災対策室の齋藤ですよろしく願いいたします。
1:20:40	規制庁大塚です。続きまして比較表の、
1:20:43	八条本34ページをお願いします。
1:20:53	火災感知器を設置しない設計とするところろの、
1:20:57	最初記載なんですけど、ここですね、前回
1:21:02	持ち込む運用とすることからの間にですね、することなどからっていうふうに、
1:21:09	頭の方、
1:21:11	入れていただくようお願いしたんで、13日の週、
1:21:16	資料提出のときに、
1:21:18	反映していただくっていうことかもしれないんですけど、ここは今回の、
1:21:22	会合のコメント回答にも関係するところで、ポイントになるところですので、漏れのないように、
1:21:29	はいお願いします。
1:21:41	北海道電力の平田です。今回お示し示しています比較表ではちょっとそこまでフォローしきれていませんでしたけども13日を示す資料には適切に反映したものを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:52	田尻することで今考えております。
1:21:57	規制庁大塚です。承知しました。
1:21:59	続きまして比較表の方の八条本 31 ページお願いします。
1:22:11	ここなんですけど、前回のヒアリングで、格納容器、一番下の方の原子炉格納容器のところで、大井の記載が、
1:22:21	大井の記載から、炎感知器が読めないという話になったんですけどここですわヒアリング後にちょっと関西電力の方に確認したところ、
1:22:30	ちょっと記載が漏れていたということがわかりましたので、
1:22:34	ここについてはですねまず、
1:22:38	青井のほうで記載検討していただいて、
1:22:41	記載固まったらですね、北海道電力の方にも共有するというのを聞いてますので、記載の方、大井の記載の方確認して、
1:22:51	ちょっと改めて泊の方の記載も、
1:22:54	反映するようにしてください。
1:22:56	基本的には、炎感知器が読めるようになるということで、現在の泊の記載から大きく変わることはないのかなと思ってますけども、ここについてはちょっと一旦保留ということでお願いします。
1:23:10	北海道竹田でございます弊社も関西電力さんの火災の担当の方からご連絡いただいています、共有しますということで聞いてますので、いただき次第修正したいと思います。
1:23:24	はい。規制庁大塚です。とりあえず私からは以上です。
1:23:28	ほかにコメントありますでしょうか。
1:23:36	規制庁三輪です。パワーポイントで、ちょっと中身のところに、コメントないんですけど、ちょっと一番後ろにですね、経営トップにつけてもらいたいなと思っていて、おっしゃる通り全科ついているので、
1:23:48	特に2回目でコメントがあるとかないとかではないんですけどちょっと齋木昨今の
1:23:55	いろんな、
1:23:57	付帯状況もあってですね、泊に関しては、
1:24:01	先ほど言ったように、基本的には3時間耐火、1時間プラス自動消火、
1:24:08	距離プラス所々距離プラス自動消火であとは格納容器と中央制御室は、特別な対応をします。
1:24:20	細かく書く必要はないので、その方針だけは後ろにつけて、
1:24:24	もらいたいなと思ってますそれと、
1:24:28	会合で説明する内容としては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:32	当然、今、
1:24:34	今日は話題になってるって言い方よくないですけど、この前の委員会で話し合った関西電力とか、他のPWR電力でもってやろうとしている。
1:24:43	要は保安水準というものは、用いるか用いないかっていうのは、
1:24:49	制限して欲しいなと思っていて、
1:24:52	言ってることを終わります。
1:24:55	電力、
1:24:57	竹田でございます
1:24:59	設置にあたって、
1:25:01	ただ、ただし書きだったっけ。
1:25:04	檜垣だけ柱書か。
1:25:05	柱書を適用工認において適。
1:25:10	はい。
1:25:12	保安水準を使用するのはあくまでも制御室と、今日でね、今は制御室と格納容器が保安水準の扱いになってるじゃないですか。それにプラスアルファないですよ。要は
1:25:26	他のB電力が今後、工認で工認の話だから、許可じゃないんだけど、工認で、
1:25:33	工認の見通しとしてね、そこを
1:25:37	現状としては、使用するつもりはありませんっていう仕様とかそういう方針をとる予定はありませんっていうのは言って欲しいなと思ってます。いいですか。
1:25:46	北海道竹田でございます
1:25:49	弊社CVと中央以外、特殊な分離ですとする予定ございませんので、
1:25:55	そのようにお答え
1:25:57	してみます。
1:26:00	はい。私の方は以上です。
1:26:07	長大塚です。それではここで一旦休憩にしたいと思います。15分休憩でお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	火災対策室の齋藤です。すみません私はもう基本的にはパワーポイントの、
0:00:10	内容は中心にちょっと確認をさせてください。すみませんこれ本当にG、一番最初の話はもう本当に事実確認の話だけなんで、
0:00:21	前も少し聞いた場合にペイジーのところ、
0:00:27	表で修正前修正後のところで、
0:00:30	真ん中行のAとEの燃料言うた、サービスタンク室へとGの放射性廃棄物処理建屋の一部エリアのところ、防爆型のものを、
0:00:42	防爆型でないものに変えますという話が入ってて、結論については、
0:00:49	おそらくそうなるんだろうとは思ってはいるんですけども、
0:00:53	要は、ここの記載削除の下、論理論理構成としてですね、工場電気防爆設備指針に照らしてってところの、
0:01:04	すみません中身の確認を少しさせていただきたいなと思ってます。で、
0:01:11	何を言ってるかという、工場電気防爆設備指針とか、あとそれに連なる、
0:01:22	県から出してる。
0:01:24	ユーザーのための工場防爆設備ガイドとか、そうしたものとかが見ていると、この辺の話っていうのは、
0:01:33	何だっけ。
0:01:37	危険箇所の分類として、要は特別危険箇所ゾーン0から第2類の木第2類危険箇所またはゾーンⅡと呼ばれてるもの。
0:01:48	までの3種類か後引き危険箇所の基本的には4分類にしますよと。
0:01:53	いう話になっていて、実際のところ、今のこの記載で書いてあるのは多分ゾーンⅡと呼ばれている。
0:02:03	のところから非危険箇所に、
0:02:06	場所を変更したという話だというふうに理解はしているんですけども、
0:02:12	何を確認したいかという、そもそもこの部屋全体が非危険箇所という形になっていたのか、それとも増Ⅱの場合だ。
0:02:23	ですと、
0:02:24	ゾーンⅡのエリアの精緻化っていうのをすることによって、非危険箇所にすることができると、というようなやり方もあるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	どっちなんですかねということですね、念のために確認したいなと思ってます部屋、部屋全体がゾーンⅡじゃなくて非危険箇所ですよっていう話はおそらく、
0:02:47	こうした部屋っていうのはもともと危険危険物、可燃性蒸気とかの放出、下の等級が第2等級になってて、
0:02:55	おそらく換気動画交換機になってて、さらに換気いうコードが、塗料果敢になってる場合におそらく、非危険区域に多分設定できるっていうのが多分部屋全体の話なんですよねだからそういうことをちゃんと確認されたのかどうかという
0:03:13	話の流れのところだけですねちょっと確認をさせていただきますということです。
0:03:26	少々お待ちください。
0:03:57	はい。北海道電力、大下の方から回答します。
0:04:10	尾下さん。
0:04:11	お願いします。
0:04:15	マイク入ってない。
0:04:21	ごめん。
0:04:24	ちょっと音声が入ってない。
0:04:28	はい。ちょっとゆっくりしゃべります。
0:04:32	放射性廃棄物処理費の部分についてご回答しますけれども、こちらの色につきましても、航空関係、デブ
0:04:42	ということで、比木支援箇所と、
0:04:45	してございます。よろしい。
0:04:48	ゆっくりしゃべるとマイクから少し距離を置く。
0:04:52	向井。
0:04:57	サイボーの三木都丸全社の持ち株。
0:05:01	もう一度齋藤させていただきます。
0:05:04	放射性廃棄物処理建屋の一部エリアについてご回答させていただきますけれども、
0:05:10	こちらの場所につきましても、
0:05:14	交換機部撮影と研究コードがあったということでひいき危険箇所とみなしてございます。
0:05:22	聞こえますでしょうか。
0:05:26	火災対策室の齋藤です。話としてはわかりました。ちなみに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:32	ここの放射性廃棄物処理建屋の多分可燃性蒸気キーだと思わなければ、可燃性蒸気の放出元って何になるのかっていうのは、すみません念のために教えていただいてもいいですか。
0:05:52	材料面泊発電所の吉田でございます。
0:05:58	編成状況を実現いたしましては、当室内にセダン図がございましてすペーパーの漏えいを想定してございます。
0:06:06	以上です。
0:06:09	カ竹田でございますここを、
0:06:12	熱梅雨といったアスファルトを温めるための売買湯を使ってましてそちらの方が
0:06:20	本当になるんですけど基本的には
0:06:22	防爆じゃなくて、何ていうんですか、密閉構造となった機械でございます。
0:06:28	すみません、回答ありがとうございますイメージとして放出元の第2等級のにしている理由がわかりましたので、今のお話で結構でございます。
0:06:40	次2、3、4ページ。
0:06:46	のところを、
0:06:47	見ていただきたいんですけどもこれもどうこうという話じゃなくて考え方の確認だけなんですけれども、
0:06:58	表の中で、
0:07:01	こっちは行儀なんだ、感知方式煙のところでは一般的な環境条件のところ、煙感知キーの話に括弧して電分離型を含むって書いてあって
0:07:13	ここで守り方を使うことについては、何の
0:07:17	問題もないと思ってますけれども、
0:07:20	これここで降り方を、参考までにこれ売り方使う場合には、
0:07:26	空間に遮るものがないような基本的には構台あの広い空間で使うっていうようなイメージを持ってはいるんですけども、
0:07:36	今回、このデブリ方を一応選択している理由っていうのはそういうさえぎるものがない例えばクレーンとかですね、遮ることがないようなそういった
0:07:48	広い空間があるんでこういう電分離型を使うというようなイメージ、理解でよろしいのでしょうか。
0:07:59	北海道電力竹田でございますそうです固体廃棄物貯蔵庫等遮るものがないコンクリート等の構造でできた、屋根部に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	使う予定でございます。
0:08:13	はい。わかりました。で、あともう一つが、
0:08:24	えっとですね阿保の感知キーなんですけど、
0:08:27	バーが1本入ってますよね。
0:08:31	考慮すべき環境条件のところ、こういった場所にはこの感知器を使わないっていうそういうなんかいふうに読めちゃうんですけども。
0:08:39	そうではなく、ないのかそれとも、
0:08:42	一般的な環境条件のまま非アナログ、非アナログ式とかもともとのその検定品の方の感知器をそのままこうした環境でも使うことがあるのかというとどっちになるんでしょうかっていうすいませんそこは、
0:08:55	考え方の確認だけです。
0:09:07	北海道電力竹田でございます感知器については、は、
0:09:14	何だろう。
0:09:15	実行分等にICが使われていますので、放射線の影響を受ける場所だったりします。あとはその引火性気体のタイルの恐れがある場所についても、
0:09:29	この感知器を使うという予定はなく、あと屋外で
0:09:36	非常用代替発電機等感知するために炎感知器を一部使うところがあるんですけどそこは屋外ということで、検出装置を使うということで、
0:09:46	今のところ、この場で書いてある、考慮すべき環境条件のエリアで、非アナログ式の方の感知器を使うという予定は、
0:09:54	計画してません。
0:09:57	話としては理解いたしました。次に、
0:10:02	ちょっと6ページのからMEの話なんですけど、この直接の話ではないんですけども、
0:10:09	いわゆる、これは6ページの部分は設置しないというものについての、基本的には説明をいただいているところなんですけれども、
0:10:19	先ほど西郷宮本からも質問させていただいた話にちょっと近いんですが、感知キーのと設計で、
0:10:30	いわゆる、ここの設計方針っていうのは消防法施行規則の23条4項技術基準、技術的な
0:10:38	方針として、
0:10:40	基本的には使うことになってますけれども、それが使えないパターンというのがいわゆるあるわけですよ。例えば高天井であるとか、それが

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	らあと放射線量がちょっと高くてそういったつけるんだけれどもそういうす。
0:10:56	特殊なつけ方をしますみたいな。
0:10:59	話っているのがあるはずなんですけれども、そういう場所っていうのは、
0:11:05	一応高。
0:11:07	それぞれお伺いするんですけども、このほか泊発電所の中には、そういういわゆる 20 メートルを超えるような高天井の場所があるのかどうかということと、
0:11:18	それから、放射線が高いところでつけるときに特殊な設計を、
0:11:23	する可能性があるのかどうかと。
0:11:25	いうことの二つについて、とりあえずお伺いを教えてください。
0:11:33	北海道電力竹田でございます先行の火災感知器バックフィット、高浜さん大井さん、踏まえて泊発電所一通り確認した結果、20 メートルを超える小鷹天井のところでございますとか、
0:11:46	あとはその放射線量が高くて、
0:11:51	感知器を設置しがたいというところはございます。
0:11:56	わかります。火災対策室の齋藤です。はい、理解はいたしました。ちなみに高天井の話で、年ほんとの念のための話ですけれども、高天井で、
0:12:08	消防法施行規則の 23 条 4 項、20 メートルっていう話になってますよね。
0:12:14	20.3 メートル、20.1 メートルとか 20.3 メートルは 20 メートルではないってことはそこは大丈夫ですよって。
0:12:22	齋藤電力竹田です。まさにそのぎりぎりの高さというところが、循環水ポンプ建屋ぐらいが 20.4 メーターだか 5 メーターなんですけども、基本的には、
0:12:33	高天井 20 メートル越えという扱いをしていく方針でございます。
0:12:38	ここに、
0:12:39	において江藤高店高陳情というところで存在しています。だって 20 メートル未満だと、踏み出すということはしません。
0:12:49	てということ。火災対策室の齋藤ですということは、やっぱり高天井のエリアは、少し少数ではあるけれども、あって、
0:13:00	いわゆると特殊なというか、要は 23 条、
0:13:05	4 項と同等性というか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:08	保安水準という加瀬の泊で言えば設計水準みたいなのかな、みたいなものを使うことはあり得るということですね。
0:13:18	電力武田笠井様でございます設工認の段階でご説明して参りたいと思います。
0:13:39	間瀬。泣いてないというふうにおっしゃったんで、とりあえず確認したんですが、5ページのこの表のエリア分類って書いてあるのがまさしくそういう意味を指しているということで理解してはよろしいですか。
0:13:58	パワーポイント5ページの一番右側にエリア分類っていうのがあっていっぱいエリアとか天井エリアとか高線量エリアとかいう言い方があるので、これがまさしく今私が申し上げてるような、
0:14:09	消防法施行規則とかとの関係で、特別扱いしなければいけないエリアがとりあえずありますよねっていうことを示しているということで、理解してよろしいですか。えっとですね小野川さんの北海道武田でございます。長屋さんのテンパチ読みますと、一般的なエリアでまずアナログの煙熱っていうふうに定義しまして、
0:14:30	そこから違うものを使うところを、すなわち8メートルを超える熱が使えないところについて炎に変えていくんですけども、
0:14:40	そちらも、この、この列で言う量でいうと2行目のところで、高天井に含まれていて、8メートルから20メートル、20メートル越えを含んだ形で、
0:14:52	高天井と表現されているというところは、先行プラントに踏襲した記載とさせていただきます。
0:15:00	火災対策室の齋藤です。
0:15:04	話としては、理解はしましたけれども、やっぱり
0:15:08	火災防護審査基準のことを考えた場合、基本的には23、
0:15:14	20メートルっていうのが多分、
0:15:17	一番大きな話で確かに8メートルという話があってそこで火災感知器の選択の方法が当然変わってくるので、そこについて、言葉としてあれするも、否定するものではないんですけども、
0:15:32	要は消防法施行規則の23条4項通りになるところと、そうでないところ、
0:15:39	ていうものについては、やっぱり例外の話になります。最終的にこれは設工認上の例外の話になりますけれども、もうそこはきちっと、
0:15:49	分け分けてというよりかご認識いただきながら、ご説明を、実際の審査会合等でご説明をお願いしたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:59	続いて、
0:16:22	はい、えっと、あとは、
0:16:26	6 ページの、すいませんこれこれも事実確認だけです。
0:16:33	色のついてない設置しないエリアの修正ぎゅ修正理由。
0:16:40	これ主、ちょっとね週数、まず右が左側から修正前修正後、修正理由ですよねで、
0:16:47	一行目は設置しない設置しないだから基本的には変わってなくて、この1、
0:16:56	右側の修正理由ってのはこれは解説ということでまずいいんですよ。
0:17:01	修正した李解説ということで結構でございます設置しない理由をそのまま書いていて修正した理由を書いているわけではないということになってございますすいません。ここはだからタイトルはだからその後、
0:17:13	補足または補足。
0:17:16	修正理由かっていうことがわかるようにしていただければと思うんですがお伺いしたいのはそこではなくて、各ピットは前面が金属に追われておりって書いてあって、
0:17:27	すいません写真を見ると、上の部分が何か鈍い議論になってるのがこれが金属っていうことで理解すればいいということでもよろしいですかという、
0:17:40	単純な話です。北海道竹田でございます。こちらに書いてるピットは、よそがコンクリートだったり天井がするところも、北海道は、天井がすでに須藤になってございます。
0:17:54	はい。承知いたしました。その右下の写真の右側の図が、この入口扉のところの前の
0:18:05	エリアだということで可燃物を置きようがないし、可燃物はそもそもありませんということをご説明いただいててここは後ろがちょっと若干反射してますけどそもそも照明がないってことでいいってことですよね。
0:18:19	さようでございます。
0:18:21	承知いたしました。
0:18:23	それから、次に、
0:18:32	ここは聞いたからいいのか、初
0:18:37	すいません8 ページと9 ページの関係の例でいくと、8 ページが要は考え方を示していて、9 ページがそれを具体化していると。
0:18:50	ということで、いいんですよというすみませんねのための確認です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:57	さようでございます 8 ページに考え方を記載しまして 9 ページに具体的な例をお示ししているということでございます。
0:19:06	すいません。これも単なる考え方のすいません李、事実確認だけなんですけども
0:19:15	火災区域火災区画、要はこの中にわかりやすく系統分離の話を入れていただいて、9 ページに行き、系統分離の一部分の話が入ってる。
0:19:26	読み、見受けられるんですけども、火災区域火災区画と、ここのその系統分離の話が密接に関係しているからこういう示し方をしているというふうに理解してよろしいですか。
0:19:39	その理解で結構でございますそもそも
0:19:44	区画が何、何の機器が置いてて A なのか B なのか、区画の境目がどこにあるのかっていうのを明示した図になってございます。
0:19:54	承知しました。10 ページのところは、これは 1 課、
0:20:02	すいませんあと 11 ページの方、続いて確認をさせていただきたいんですけども、
0:20:12	要は、12 ページと 13 ページの消火設備の話を解説いただくために、11 ページのところを入れていただいているんですけども、
0:20:25	すいません確認なんですけど、屋内消火栓は基本的よ。すいません屋内消火栓とあとガス系の消火設備の、
0:20:39	関係としてもともと屋内消火栓設備が、
0:20:46	は基本的には建物内っていうか火災区域を、
0:20:49	全体を基本的にはカバーするようなものになってて、その中で重要なものについては、
0:20:59	ガス、ガス系の、
0:21:02	消火設備を用いて、消火をしますと。
0:21:06	というような設計だと。
0:21:08	いうふうなことをここはおっしゃっているということでよろしいんでしょうか。
0:21:14	すいません。さようでございます。
0:21:16	基本的に、
0:21:18	全建屋内のエリアを、消火栓で消火栓設備でカバーしてその上で、特に重要な、こちらの油を使ったりするディーゼル発電機室等について、
0:21:30	ガス系で消化してるということでございます。
0:21:34	はい。す。
0:21:37	それですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:41	ここに登場してくるのがまず、新規性基準前のところの考え方としてそもそもということで、水と二酸化炭素とイナートガスの話が入ってて、
0:21:51	後の方にハロンガス数の話が、そこでまたハロンガスの話がまた別途登場してくるんですねこの、
0:21:57	ハロン場数については、設計の考え方として、
0:22:04	どういう場所にハロンガスを設置するみたいな考え方っていうのは、これ、これが嘘正しくは何か 12 ページのところの話になるのかそれとも場所そのものについては、
0:22:17	要は、二酸化炭素ディーゼル発電機室です。伊奈とガスはケーブル、フロアケーブルダクトですと、
0:22:23	いう説明をされてるんですけどもはローンの設置については、どういう場所とかどういう環境とかですね、
0:22:31	そういったことについてはすいません今のこの文章からは、
0:22:37	読みづらいんですけども、これはあれですかもう煙の充満と放射線の影響ん。
0:22:43	消火困難になるその他のところは全部ってそういうふうを読むってことになるんですか。
0:23:02	基本的には基本的にはっていうか、二酸化炭素とイナート消化しているところについて、以外は全域消火ガスを設置していくという考えでございます。
0:23:16	消火困難児童、
0:23:20	煙の充満や放射線の影響による消火活動が困難となる区域区画に対して、
0:23:27	設置していくと。
0:23:31	はい。火災対策室の齋藤です。
0:23:34	毎夜、要はもともとその屋内消火栓せ性でまず、全部包含しますよねとその上で重要なところについて、
0:23:44	ガス系の消火設備を行いますその中で、二酸化炭素とイナートガスはこういった場所ですと、だからそれでそれ以外のその重要な場所っていうのが、
0:23:56	どういう場所なんですかねみたいなことがですね、今ここで見このパワーポイントの文章だけだと煙の充満と放射線の影響により消火活動が困難になるところと、
0:24:09	ということで実際には、とか、本来は火災防護対象機器があって、火災防護対象機器のその重要度に応じて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:17	多分設計していただいていたんだろうなというふうには思うんですけども何かそこら辺方多分、本文等には書いてあると思うんですけども、本文等の話とかうまく、
0:24:26	引用していただいて、すいませんご説明をいただくと、この部分、12 ページの話と 13 ページの話が、
0:24:36	何を
0:24:40	特殊、泊ならではの設計になってますという話がわかりますんで、すいませんがそれは審査会合のときまでに補足していただければと思っております。
0:24:51	うち北海道電力です承知いたしました。
0:25:02	だから、パワーポイントに達して欲しいという話ではなくって、口頭でご説明いただくか、あとはこのぐらいの文章差し替えがあれば差し替えてくださいぐらいの程度で追加してくださいという意味ではございません。
0:25:17	あとは、はい。すいませんあとはもう審査会合で議論する内容なので、私からは基本的、確認するところは以上になります。
0:25:38	あと、高橋さん。
0:25:45	規制庁大塚です。
0:25:46	藤笠松高橋さん、何かコメント等ありますでしょうか。
0:25:54	はい葛西室、高橋です。すいませんじゃ私の方から、2.3 点ほど確認させていただきます。年使う資料が、
0:26:08	八条の
0:26:10	本の 37 ページ。
0:26:14	をお願いします。
0:26:28	よろしいでしょうか。
0:26:35	はい。それで (1) で原子炉の高温停止及び低温停止云々に設置する消火設備 D というようなお話がありまして、そのあとのアルファベットの A には、
0:26:47	アルファベット B に示すもの以外は、消火困難場所とするといった旨の記載があります。
0:26:54	ちょっとここを踏まえた
0:26:57	すいません同じくですね八条の本の 46 ページにちょっと飛んでいただきたいんですが、
0:27:10	46 の (2) の放射性物質の貯蔵またはとじ込み機能を有する云々の話です。先ほどの高温停止の方では

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:20	消火困難な場所と消火困難じゃない場所二つがありますよってということで、消火困難じゃない場所は
0:27:29	消火困難な場所は、消火困難じゃない場所をまず先に示してそれ以外としますよっていう条件分けができてたんですけども、
0:27:38	今 46 ページの方の、放射性分
0:27:42	の閉じ込めの方では、何で書かれてるかということ、アルファベットの a で、放射性物質またはへの放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を有する。
0:27:52	構築物、系統及び機器を設置する火災区域または火災区画については、火災発生時の煙の充満または放射線の影響により、消火活動が困難となるものとして選定する。
0:28:06	と書かれております。なのでここだけ読むと、放射性物質の貯蔵閉じ込めに関する火災区域区画は、すべて消火困難な場所として選定されるように見えるんですけども、
0:28:21	ただ、AとBでそうではない場所はこうですって書いてあるんですね。
0:28:26	なのでここでも先ほど示したような、漢字 2、記載の通り、例外があるんですよっていうのを示さなくていいのかわかりませんが、
0:28:36	その記載の適正化をした方がいいのかちょっと確認したいと思います。
0:28:40	いかがでしょうか。
0:28:59	北海道電力で少々お待ちください。
0:29:08	なくていい
0:30:07	理由
0:30:17	北海道電力竹田でございます。八条の本の 47 を見ますと、やはりその放射性の貯蔵を取り込みする側についても、B ポチで、評価が困難とならない区画、
0:30:29	区域区画というのを定義して、
0:30:33	火災検知消火の方法を、後段で記載してありますので、基本的にそのポチ、
0:30:41	で記載している記載に A B 以外は、消火活動が困難と。
0:30:48	なるものとして選定するという記載がないと、ポチだけですべてその放射性の貯蔵閉じ込めているところは消火困難というふうに読めますので、
0:30:58	基本的には、高温停止低温停止と同じように、
0:31:03	ポチの
0:31:08	火災区域素子沿い国についてを、b に示した。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:13	火災区域、火災区画を除き、
0:31:16	所消火困難となるものとして選定するという文章に、
0:31:21	(2) のポチを構文的には、
0:31:26	Bを除きというものを加えた形の方が適正かなというふうに考えてございますので、
0:31:36	修正させていただきます。
0:31:46	はい。河西さんの高橋ですよろしくお願いたします。では続いてですね同じページ47ページの、括弧Bの使用済み燃料ピット及び、新燃料貯蔵庫エリアの中の記載なんですけども、
0:32:01	ところっでもう、
0:32:02	おっきな話でいうと、括弧ABCがあって、これが消火活動が困難とならない、いい場所の説明になってるかと思うんですが、
0:32:13	括弧AとAの廃液貯蔵ピット室や、括弧CとかDの他の部屋は、部屋全体がこうだから、
0:32:24	消火困難となりませんというような話で書かれてると思うんですが、
0:32:34	括弧Bに関して言うと、部屋全体の話というよりは、その使用済み燃料ピット及び新燃料貯蔵工エリアという部屋の中の一部分の、
0:32:49	部分部分の話になっているのではないかなというふうにちょっと、
0:32:52	感じますが、
0:32:56	はい。
0:32:57	充滿しないじゃなくて、この部屋にある千代んね使用済み燃料ピットという場所はこうで、
0:33:04	新燃料貯蔵工が設置されてるそこ。
0:33:09	この部分はこうでっていうふうになってるように見えるんですが、この認識
0:33:21	北海道電力竹田でございますBポツ括弧Bについては、この新年齢をちようどごめんなさい、使用済み燃料ピットと新燃料II動向、
0:33:33	エリアっていうのは、まさに水を張って使用済み燃料を入れている部分と、
0:33:39	あとその新燃料ちようど、
0:33:41	新燃料を
0:33:43	何ていうんだらう、ラックに貯蔵してるコンクリートの釜は掘り込んだところの、
0:33:49	エリアになってまして、その、
0:33:51	その全体の空間の中のその部分のことを示してるのが括弧Bで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:56	A等は質そのものを表しているというご理解で結構でございます。
0:34:07	はい、川里高橋です。そうだとするとやはりこの説明って今部屋全体で各括弧ABC全部部屋全体で、
0:34:17	火災区画としてとらえて、この
0:34:20	で火災が起きてはこの部屋全体が充満するかどうかの多分、するかしないからしませんというような説明になると思うんですけども、
0:34:28	そうするとやっぱりあの括弧Bも、この部屋全体がどうなのかっていう説明をしないと、
0:34:34	部分部分では大丈夫なんでしょうけど、Head部屋全体ではどうなのかってのがちょっと見えてこないの、
0:34:41	もう、確かたか天井エリアなのでおそらく大空間なのかなとちょっと予想はしてるんですけども、こういった理由で、火災んと煙が充満しないなどといった理由がちょっと必要なと私は感じましたが、いかがでしょうか。
0:34:59	木曾。
0:35:01	郡ですし現場の事実関係としても、ピットエリアを含むその上の空間というのは、大空間になっていて煙が充満しがたいというところではございますが、
0:35:14	今は大井さんの表現工具に合わせて、文章を合わせて記載しているというところで止まったものとなっております。
0:35:33	係長高橋です大井さんの記載を踏襲してるっていうのはわかったんですけども、
0:35:38	どうどうなんだろうな踏襲してるのは確かにそうなんですけども、
0:35:44	多区画という部屋全体がこうだから充満しませんという名前は、
0:35:48	今のところ入れる予定はないところですか。
0:36:02	とか、
0:36:03	さっきの齋藤です。今高橋から話しさせていただいてる内容で、
0:36:10	ご理解いただいておりますかねあくまでもピポちいのそもそものタイトルは、火災区域か、今回、火災区画の選定というタイトルになってて要は火災区画全体として、
0:36:25	放射線の影響により消火活動が困難とならないところですよっていう説明をされてるわけですよ。
0:36:35	(エ)のところは、ピット室って書いてあるんで、室全体の話ですよ。今高橋から、
0:36:43	聞いている話はB括弧Bのところは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:46	ピットとかそれから新燃料貯蔵エリアってことで、一応室のように見えるんですけども、説明の内容は、室の中の一部の部分しか説明してないんでこれを全部室に拡大できるような、
0:37:02	ちゃんと解釈はきちっと入れておかななくていいんですかっていうそういう質問だというふうに私は理解しているんですけども、それに対して、
0:37:12	大井のところとかも、そういうふうになって、
0:37:17	場所として瀬、ここはあれですよものとしては場所として選定するって書いてあるんで、エリアと繋がってるように見えるんですけども、今泊のこの記載でいくと、
0:37:29	要はこのエリアの一部については説明したけれども、エリア全体として、絶対ここは火災区画の選定ができてますよってという説明については、
0:37:40	不十分なんじゃないんですかっていうことを
0:37:45	高橋から言っているというふうに認識してるんですけどもそうする、その場合北海道電力として、ここの部分の記載をエリアのところに拡大するように修正されるのか、そうではないんですってという話になるのかなと、多分委託になると思うんですがどちらになるのかっていうのを、
0:38:03	お答えいただければそれでいいのかなと思うんですが。
0:38:08	北海道、
0:38:15	宮本ですけど、竹田さんのちょっと回答がちょっと微妙だからあれ、まず整理しなきゃいけないんだけど、これ使用済み燃料ピット及び新燃料貯蔵エリア、
0:38:26	って書いてあって、これを曜日で切ってやるんじゃないの。だから、信用、使用済み燃料ピットエリアっていうのと、新燃料貯蔵エリアっていう二つのことを指してここはまとまってるってそういう意味じゃないの。
0:38:39	それとも、使用済み燃料ピットと新燃料貯蔵エリア二つを足してエリアって呼んでるのどっちなの。
0:38:51	北海道竹田でございます公社で数公社ですっていうのは使用済み燃料ピットと使用済み貯蔵庫エリアについてまず述べているんですけども、先ほど
0:39:02	齋藤市長からおっしゃられたように、基本的なこの区画、区画、濃いこのピットや神野町がある区画は大空間で、
0:39:12	うち後ろの方に行きますと、最終的には

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:16	消防法に基づく消火設備で消火方法照会を行うということで、言いたいことはまずピットや、新燃料貯蔵庫自体は、火災の発生県民 10 万。
0:39:27	ごめんなさい。こちらで、葛西元とならないというような表現がありました、
0:39:33	当該区画は、当該火災区画は大空間、アマダイ食う当該
0:39:40	ちょっとそこまで細かい説明を私は求めているわけじゃなくて、まず前提として今竹田さん言われたのは使用済み燃料ピットと新燃料貯蔵エリアって新燃料貯蔵庫っていうのは、
0:39:52	二つが一つの大きな区画になってるってそういうこと。
0:39:56	うん。そのうち、使用済み燃料ピット側、
0:40:01	については、こういう説明をしてあって、
0:40:04	新燃料貯蔵庫については、こういうですよっていうふうに二つに分けると。
0:40:09	なので基本的には、一つのエリアのことを指してるので現状のままいきたいっていう、そういうことだよな。
0:40:17	なんですけど、その煙が充満しないっていうところを説明するのに、大空間であることからとかそういう表現を入れたほうがわかり良いのではないかということ。
0:40:30	加藤理解してます。
0:40:32	はい。火災対策室の高橋から申し上げたまさしくそこで要は空気、
0:40:38	区としては、全部ででっかいエリアがあるわけですよ。そのうちの一部だけ一部については説明が書いてあります。で、実際残りの大空間になっているところと、
0:40:50	関係でその区画全体を指定すると。
0:40:53	いうことも理屈が一つ抜けてますよねっていうことだと思うんですよ。
0:41:00	ただそれだけの話なんですけども。
0:41:05	それで、
0:41:06	私これ第 5 層のあれなんだけど、要はそれは前提として条件で入ってるんだけど、先行も当然それは入ってるんだけど潜航も書いてないから、
0:41:15	泊としても、そこを新たな条件を立てたような表現になるので、書きたくないってそういうことじゃないの。
0:41:23	大変申し訳ないがおっしゃることはまさにその通りで、すいません。
0:41:39	高橋から、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:41	私の認識としては、ここはあくまでも、Bポチそのものの話として、9 架空を、
0:41:51	火災区画の説明をされているところですよということ踏まえて、
0:41:56	必要な説明をお願いしたいと思っております。高橋さん、それでよろし いですよね。
0:42:05	はい。笠井さん高瀬そうですね二つの部屋がおそらくツーツの二つの エリアがツーツで繋がってる大空間、要するに使用済み燃料ピット。
0:42:16	及び新燃料と同行エリアっていうのがこれ全部ではセンテンスの部屋だ と思ってるので、思ってたその通りだということでしたので、やはりそ の大空間の部屋で火災が起きたときに、
0:42:29	煙が充満するかしないかっていうのを書かれた方がこの、そもそもの Bポチの説明に沿った説明になるのかなと。その部屋の中に
0:42:40	のような床面にプールがあってそこがおそらく、
0:42:44	ピットなんでしょうし後、貯蔵庫っていうのがその部屋の中にぽつんと こうあるのをちょっと予想はしてるんですけども、
0:42:50	いやそうじゃなくてその部屋全体で、
0:42:53	そこの部屋で火災が起きたときに煙が充満するかどうか。
0:42:57	こういう理由でしませんっていう説明をしていただいた方が、はい。大 本の
0:43:03	ところからの文書の流れで適正かなと私も思っております。以上です。
0:43:09	電力竹田でございます。
0:43:12	記載については、
0:43:14	あみあるんですけども、可燃物を置かない設計するとすること及び、 当該火災区域は、
0:43:23	大空間であることから、
0:43:25	火災の発生及び、
0:43:27	煙の、
0:43:29	充満の恐れはないというような表現にさせていただきたいと思いま す。
0:43:38	それで、
0:43:40	ちょっとこれは考え方でちょっと申し訳ないんだけど、
0:43:44	ここはテンパチの範囲だよ。
0:43:47	テンパチない。だから、できればやっぱりあんまり今まで書いたやつよ り飛び出した形では書いて欲しくないっていうのはあります。
0:43:55	で、今言われた内容っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:57	おそらくだけど、このBポツのところ、
0:44:01	前提でkmの縦断また補助金償還欠かさないうてここで条件つけてるので、
0:44:08	そこに含まれるという意味で今まで先行ちゃう細かく書いてこなかったんでしょうと。
0:44:13	という話です。
0:44:15	じゃないかなと。その上で、やっぱりそこはちょっと明確にしとくべきだという認識も、私も思いますのでそれは、補足側でしっかり説明できるように、
0:44:26	書いていただければいいのかなと。要は、どこに書くかっていうのを明確にした上で、説明について追記してもらった方がいいかなと思うんで、事業者の方でよく確認してください。
0:44:37	北海道電力竹田でございますご指摘踏まえて表現を適正にしたいと思えます。
0:44:47	火災対策は続けてください。
0:44:52	仮設高橋先生私からは以上です。
0:44:56	すいません火災対策室の齋藤ですみません今その話の続きで一つ気づいたんですけど、
0:45:02	次のページの、
0:45:05	ほんの40はちいのところなんですけど、カッコdっていうのを、
0:45:11	追加されてますよね泊3号室として資料最終室。
0:45:16	排気隔離ダンパ等資料最終室、排気風量制御ダンパっていうのが加わっているんですけども、
0:45:25	これなんですかっていうのだけ教えてください。
0:45:56	北海道電力の平田です。こちらの設備につきましては
0:46:02	放射性物資の貯蔵閉じ込め機能を有する機器ということで重要度分類審査指針から機能を抽出した。
0:46:10	してございましてその中の換気空調系のダンパの隔離機導入しているものとして、
0:46:16	登場してくる設備となっております。
0:46:22	数えた火災対策室の齋藤です。すいません解説ありがとうございますで、私として知りたいのは、要はさっきの話と同じでピポちいのところで要はこれって火災区域が火災区画なんですかっていうことを、
0:46:36	すいません確認をさせていただきたいんですけども。
0:46:39	要はここって、一つの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:42	ダンパそのものがある、そういう室なんですかっていう部屋なんですかっていうことをすいません確認させてください。
0:46:49	北海道電力の平田です。こちらの部屋につきましては火災区域が区画になってまして、ダンパーのみが設置する狭い部屋というイメージではちょっとなくてですね
0:47:00	他の説明を踏まえて構成されている部屋という形にはなってございます。
0:47:09	とか、
0:47:11	とか、かさ対策室の斎藤ですけれども、
0:47:17	要は、すいません何を確認したいかっていうと、ここって、要はbポチで書いてある、
0:47:27	区画の選定ということで、要は区画として
0:47:31	こういうところですよっていう説明をいただいて、D、
0:47:36	他のところは先ほどの日、括弧Bのところも含めて、要は線香等も含めて部屋であるということがわかるんですけれども、
0:47:47	過去でのところって、
0:47:49	段波なんで、それが部屋なのかどうかっていうのがちょっとよくわかんなかったんで、そこが部屋なんですかっていうのを確認したいっていうことなんですけど、今の話でいくと、
0:47:59	部屋ではなくて何かダンパそのもののことを何か指しているようにちょっと聞こえたんですすいませんもう一度ちょっと、この場所が
0:48:09	部屋としてとく。
0:48:12	要はこの部屋の名称として、
0:48:14	こういう名前を使ってるだけという理解でいいのか、それとも、このダンパそのものだけを指してるのかっていうのだけすいません教えていただければと思います。
0:48:27	主北海道電力少々お待ちください。
0:49:19	北海道竹田でございますこの今ちょっと発電所に確認取っていただけ、すみません、北海道の竹田でございますこのダンパーを設置してる一つの火災区画でございます。
0:49:35	はい。
0:49:36	火災対策室の斎藤です部屋だということがわかれば、それでいいんですけれども岩井私として質問させていただいた趣旨は基本的には
0:49:47	名前がどうこうっていう話は置いといて、ここがまず
0:49:51	普通でいくと、ダンパ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:53	ダンパーは段波なんで、部屋じゃないですよっていうダンパ室であればスーッと通ったわけですけども
0:50:01	ここがそういう部屋だという話を明確化していただければもうそれで話が終わる話なので、とりあえず部屋だということで理解いたしましたすいません。私からも以上です。
0:52:52	北海道電力武田でございます資料6の、
0:52:56	. 11--2。
0:52:59	資料6の、
0:53:03	11--2。
0:53:24	が違いますと。
0:53:25	11--4 ですよめんなさい。
0:53:30	比較。
0:53:32	比較表。
0:53:35	ここでいいの。何なんだ。01。
0:53:44	八条別1、6、資料の6の、
0:53:48	添付の11--4でございます。
0:54:11	はい。その一番右側のAB減少補助建屋40.3メートル通路部。
0:54:18	AB7-01 っていうのが、頭がいいの。
0:54:22	楽とが置かれてるの区画、全体で、ちょうどその右側のところにダクトっていうのがありまして藺田9棟に、そのダンパーがついてると、いうような、
0:54:34	そういう部屋でございます。
0:54:39	機器で部屋目をむくさせたんでもう気質とかって言ってしまう方がいいんですけど今はその機器の、
0:54:48	そう。
0:54:50	そうです。何も無いところを一つ区画にすると。
0:55:15	規制庁大塚です。
0:55:16	それでは事業者側から何か確認しておく点等ありますでしょうか。
0:55:24	昆本店と泊何かありますか本店、
0:55:31	ないっすか。
0:55:32	泊何か北海道で本店ございません。
0:55:36	すいません。はい。私達もございません北海道電力からはございません。
0:55:43	規制庁、大塚で承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:46	それではこれで火災の方は終わりにして続きまして6条のその他外部事象の方なんですけど、
0:56:01	ちょっと入れ替えもありますので十分ほど休憩したいと思います。
0:56:17	はい。規制庁大塚です。それでは、ヒアリングの方再開したいと思います。六条その他外部事象ということでまずは事業者の方から説明をお願いします。
0:56:27	北海道電力の砂川です。
0:56:29	それでは資料2-1を用いまして、説明させていただきます。
0:56:36	こちらは先日の3月30日の審査会合に、
0:56:42	おきまして指摘事項の回答としてまとめた資料になります。
0:56:48	こちらについてご説明いたします。それでは1ページ目お願いいたします。
0:56:54	まず指摘事項ですけれども、こちら読み上げますと、スーツ特別地域気象観測所の移転前の記録については、地形的な要因により、局地的な恐怖の影響を受けやすい場所に設置されていたときの、
0:57:08	記録であることから、設計基準の設定にあたっては、現在の観測所での記録を採用するとしている。そのため、移転前の記録を除くことの妥当性について説明すること。
0:57:21	また、妥当性の説明にあたっては、近隣の観測所での観測記録と、泊発電所での観測記録との風向等の類似性も考慮して説明すること。
0:57:33	といった、指摘事項になります。
0:57:36	こちら、回答ですけれども、こちらの1ページ目と2ページ目で二つに分けて記載してございます。一つ目の方の回答が、こちらが泊発電所金利における参照すべき。
0:57:49	観測所としてまとめたものでございます。二つ目の方は、こちら一つ目の回答と、あとは既許可を踏襲した設計基準風速の設定についてまとめたものでまとめております。
0:58:03	まず一つ目の回答としまして、こちら、寿都特別地域気象観測所のデータの扱いを再考するため、
0:58:14	特別スーツ特別地域気象観測所及び小樽特別地域観測所の記録に加えまして、泊発電所及び発電所近隣の
0:58:24	観測記録を確認いたしました。
0:58:28	また、泊発電所と各観測所の卓越風向及び最大風速が観測された時期を確認し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:38	しました結果、泊発電所影響は及び神恵内の卓越風向が、こちらが西北西ということで類似していることを確認いたしました。
0:58:48	また、たるよう1-2の卓越風向、こちらはせいなん性であり若干異なっているというところがございますが、最大風速の発生時期としましては、いずれも冬期に、西野。
0:59:02	西寄りの風が同様に副傾向があるということを確認してございます。
0:59:07	一方、泊発電所と同じく、沿岸部に位置してます寿都の
0:59:12	卓越風向はこちら南南東でありまして類似し、類似してないことが確認されます。
0:59:19	また、最大風速も4月から9月にかけて筒出しによる南東の風が吹く傾向があることを確認してございます。
0:59:29	また、倶知安につきましては、四方が山岳に囲まれているため卓越風向が見られず、内陸性の機構を示していることから、泊発電所とは環境条件が異なるといったことがわかります。
0:59:43	以上を踏まえまして、スーツ及び倶知安と泊発電所の気象は、傾向が異なるというところから、設計基準風速の設定にあたっては、参照には適さないと判断いたしました。
0:59:57	こちらがまず一つ目の回答となります。
1:00:00	2ページ目をお願いいたします。
1:00:04	こちら、設計基準風速の設定という形でまとめてございます。一つ目のところでは、こちら既許可では、泊発電所の設計基準風速は、建築基準法で定める基準風速、
1:00:17	であります、36メートル／secを採用してございます。
1:00:21	以下こちら矢羽根では建築基準法で規定されます基準風速の設定について説明してございますが、こちら、日本県中学会の建築荷重指針で、
1:00:33	基準風速を設定してございますけれども、1929年から1991年の気象官署の年最大風速をベースに、監査記録の
1:00:44	局所的な特殊性を排除するために再現期間100年2回換算して平滑化して、定められた値、これが基準風速となっております。
1:00:54	泊発電所で設置されております。古宇郡の基準風速36メートル／secの設定におきましては、気象官署であります、スーツータル及び倶知安が含まれており、
1:01:07	その級数と測候所での既往最大風速であります。49.8メートル／secが考慮されており、その上で設計基準基準風速が設定されてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:20	なお、基準風速の設定においては、各観測所の風向による影響というものは、考慮されてございません。
1:01:29	最後、こちら本申請におきましては、設計基準風速として使用する値は、建築基準法で定める泊発電所が設置されています。古宇郡の基準風速が、スーツ及び倶知安を除く観測上、
1:01:44	並びに、泊発電所の観測記録の最大値を上回ることから、既許可に引き続いて36メートル／secを設計基準風速と定めることといたします。
1:01:56	以上が回答となります。
1:01:59	3ページ目お願いいたします。以降、こちら参考資料ということになりますけども、こちら卓越風向をまとめたものになってございます。
1:02:08	こちらも泊発電所が、12号機が運開した当時の1989年から2021年の間、約30年以上の観測データを
1:02:21	まとめた種類年の風合い図になってございます。
1:02:25	こちらの見ますと、
1:02:29	当然、真ん中辺りにあります泊発電所、C.とZ.とありますけども、ちなみにC.は、泊発電所の山側の方の内陸のところにあって標高が84メートルと。
1:02:42	いうところにありまして、地上高10メートルの観測データで一方泊発電所のZ点は、泊沿岸部の方にありまして、標高20メートルで地上50メートルの観測記録になってございます。
1:02:56	こちらの風向、卓越風向を見ますと西北西を
1:03:00	示しておりまして、こちらの上段の神恵内、下段の今日はこちら、赤枠で囲っているところですけども、こちらも同様に西北西の風向締め卓越風向を示しており、
1:03:14	類似性があるということがわかります。
1:03:17	また、右上のB国、余市小樽、こちらは卓越風向が西南生徒、
1:03:24	ゆ、せいなん性ですね、方法を
1:03:28	風向を示しておりまして、完全に類似してるとは言いがたいですけども、一部類似性があるという形で整理してございます。一方、左下のスーツ。
1:03:40	につきましては、卓越風向が南南東であることから、類似性がないということがわかります。また、倶知安におきまして、こちら、卓越風向がなく、
1:03:50	類似性がないという形で整理してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:56	4 ページ目お願いいたします。
1:03:59	こちらは泊発電所の最大風速の観測時期を示したものでございまして、こちらが
1:04:07	各観測、ちょっと泊発電所及び周辺の各観測地点におけます、歴代の最大風速の観測記録を示してございます。
1:04:18	こちら上段の寿都におきましてこちらの紫色でマーキングしているところは、4月から9月に発生しています、南南東のスーツ出しによる影響と考えられるところを、浦崎でマーキングしてございます。
1:04:32	また、
1:04:34	緑でマーキングしてるところは、こちら代表的な台風を示してまして、こちら1954年の9月には洞爺丸台風、あと2004年の9月、こちらポプラ台風ということで、
1:04:48	これらの影響による強風というふうに考えられます。
1:04:52	ピンクで
1:04:54	マーキングしているところが、こちらが冬季の西寄りの強風による影響と考えてまして。
1:05:00	こちら、強風の発生時期として、最下段にあります、泊発電所と、今日は神恵内小樽余市地区に、
1:05:11	これらが類似性があるということがわかります。
1:05:16	パワーポイントの説明は以上となります。
1:05:25	一緒に説明してよろしいですか。はい。続きまして資料2、2-2の方をご説明させていただきます。
1:05:33	こちらは別紙別紙2という形でタイトルが、泊発電所及び周辺の気象観測所における類似性を考慮した設計基準風速の設定についてと、
1:05:46	ということで求めたものでございます。こちらの資料の位置付けですけれども、こちらはまとめ資料の1、別添の補足資料10、こちら、風台風の影響評価についてと、
1:05:58	いう資料がございまして、こちらの中の別紙2というのが、別紙2として
1:06:05	別紙2としての位置付けで考えてございます。なお、従前の資料の別紙2では、寿都の観測、寿都の移転前後の局地的恐怖の影響について、
1:06:17	説明した資料を掲載してございましたが、そちらの資料を見直す方針としてございます。
1:06:26	内容の方ですけれども、1ポツは基本方針を記載してございまして、2ポツで設計基準風速の設定ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:34	こちら、風については局地性があるため、この特性を考慮して、参照する地点を検討したということで、まず(1)のが、これが期間における泊発電所の設計基準風速について記載したものでございます。
1:06:49	(2)の方ですけれども泊発電所周辺の気象観測所について、気象官署と、あとはアメダスとそれぞれ書い記載してまた、泊発電所も、
1:07:00	運開前から風速の気象データを採取してますんでこれらの数が考えられるということで記載してございます。
1:07:07	次のページをお願いいたします。
1:07:10	次のページは第1図でこちらが、後志地方泊発電所を含む後志地方の気象観測地点を示してございます。
1:07:19	第2図の方が、こちらが泊発電所の、
1:07:23	Z点とC点の不
1:07:25	充足系の
1:07:27	場所を示したものでございます。
1:07:30	次のページをお願いいたします。
1:07:33	(3)としまして、泊発電所及び周辺の気象観測所の卓越風向ということで、こちら、第3図で示してございます。
1:07:44	次のページをお願いいたします。
1:07:46	こちら(4)で泊発電所及び周辺の気象観測所の最大風速の観測時期についてというタイトルで、こちら第2表の方を示してございます。
1:07:59	下の方の(5)、設計基準風速の設定ということで以上、以上からということでスーツについてはスーツ出しと呼ばれる曲ちゅうふうの影響を強く受けており、
1:08:11	また、倶知安については内陸性の機構であり、泊発電所の維持する、古宇郡の風の傾向と大きく異なることがわかります。このため、泊発電所の基準風速は近隣の気象観測所から、S作っちゃを除いた、
1:08:26	観測所のデータを参照するが適切であると考えられるということで記載してございます。その上で既許可から基準風速として、
1:08:37	設定してございました泊発電所古宇郡での基準風速であります36メートル／secが妥当というところで記載してございます。
1:08:47	説明の方は以上です。
1:08:52	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。それでは確認に入りたいと思います。
1:08:58	まずう2ページのところ、パワーポイントの2ページのところで、
1:09:05	建築基準法の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:08	古宇郡の基準風速 36 メーター／s e c の線。
1:09:12	設定において、
1:09:14	9、
1:09:16	寿都測候所での最大風速である 49.8 メーター／s e c が、
1:09:21	考慮され、とあるんですけど、
1:09:25	寿都の 49.8 メーター／s e c を考慮した結果それよりも数字が下がって 36 メーター／s e c が、
1:09:33	古宇郡の値になってるんですけど、
1:09:37	三つの値を考慮
1:09:39	してどのような計算で、
1:09:42	この 49.8 から 36 に落ちたのかっていうところの説明をお願いします。
1:09:48	はい。北海道電力の笹田から回答させていただきます。
1:09:52	これまず寿都で申しますと 49.8 メートルっていう、この値も含めまして、年最大風速、
1:10:00	過去のデータから取りまして、そのデータから 100 年期待値をまず出します。その結果普通の数字が出てくるんですけども、
1:10:12	そのあと今度平滑化という作業というか、過程に入ります。平滑化何をやってるかっていうと、
1:10:19	全日本全国をですね、13 キロのメッシュでぱっと切って、
1:10:26	一番近い木曾観測所の 100 年期待値をまず最初にバーツと入れていくと、一つのメッシュに対して、
1:10:35	その周囲のメッシュで 8 個のメッシュがあります。あることになりまして 1013 歩切りますんで、
1:10:42	8 行で囲まれることになりましてけども、それと地震の平均値をとるってその別紙に、そのデータを入れるっていうことをやります。ですから、やってる作業はその周辺のメッシュとの平均値をとってぼやかすみたいなそんな、
1:10:56	作業をやります。それを 5 回繰り返すっていうことをやってますんで、13 キロ掛ける 5 ですか、の遠くのところまでのデータを考慮して、
1:11:06	こういう平均値的なことをやるということになりますというところで、49.8 っていうのを考慮しながら、その地域の
1:11:16	ある意味極主局地的な効果っていうのは、出てこなくなるんですけども、どういう風速を取れば、対比的にその地方としていいかっていうのを定めてるといような計算をやってございます。
1:11:30	以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:33	規制庁大塚ですが、大体イメージはできましたが、ちょっと詳細なところをですね、まとめ資料の方に、
1:11:40	資料として追加していただいてもよろしいですかどういう計算をして、この値になったのかっていうところが明確にわかるように、はい、承知いたしました。
1:11:49	はい。
1:11:50	お願いします。続きまして、
1:11:55	今回
1:11:58	設計基準値を決める上での、
1:12:01	観測データの、そのスコープの範囲っていうのを広げたということなんですけど。
1:12:09	結局、今までその既往最大ちょうどこの観測所の値でとっていて、
1:12:15	再考した結果、どこの観測データ、
1:12:19	既往最大としては取ることになったのかっていうのが、パッと資料の方で、
1:12:24	ちょっとわかりづらいかなと思いましたので、変更前後がですねわかるようにちょっと資料の方に示してください。
1:12:34	北海道電力砂川です。承知いたしました。
1:12:41	了解です。
1:12:46	はい。風向竹Ⅱ、北海道電力の砂川です。風向不満確認しまして泊発電所と類似性があります。
1:12:56	今日は神恵内、あとB国余市小樽、こういったところから、
1:13:02	観測データを見ますと、この中での既往最大としましては、観測所としての起用最大としましては、トータルの
1:13:11	観測データであります、27.9とメーターパーセク 27.9メーター／sec というのが、チョコキを最大という形で整理されます。
1:13:25	規制庁大塚です。だからこの、既往最大としては小樽の27.9をとるっていうところは、前回と変わってないということですよ。
1:13:35	相田電力の砂川です。はい。そのご認識の通りでございます。
1:13:39	規制庁大塚です承知しました。
1:13:42	あと、パワーポイントの3ページで、
1:13:48	今回どその観測。
1:13:51	データをスコープに入れたのかっていうところがちょっと、
1:13:55	逆になってなかった。
1:13:57	と思ったんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:01	はい。
1:14:05	いや、そういう、
1:14:07	意味ではなくって、
1:14:09	例えば何十キロ圏内を、
1:14:12	スコープに入れた、
1:14:14	というような説明があれば納得できるんですけど、そうじゃなくて今回この地方を網羅的に見て、地方にあるすべての観測所のデータを確認したっていうことでよろしいですか。
1:14:26	北海道電力の砂川ですそうですねまず泊発電所都丸伊勢があるという観点で泊発電所周辺というところで、
1:14:36	そうですね距離といいますか基本的な後志地方の中で選定したというものでございます。
1:14:45	麻生ですね泊発電所に位置しますのが沿岸部ということで基本は沿岸部ではあるんですけども、あと一部、気象官署であります。ない内陸にあれば作っちゃう。こちらも
1:14:59	テンロク大地を考慮しているというところでございますので、そこも含めた形で整理したものでございます。
1:15:08	規制庁大塚で承知しました。ではどこを、
1:15:12	比較対象にしたのかっていう、まずその
1:15:17	そのところがわかるように、ちょっと文章のですね最初の方のところに明確に記載していただいてよろしいでしょうか。
1:15:24	北海道電力の砂川です。承知いたしました比較対象がわかるように記載するようにいたします。
1:15:31	規制庁大塚です。あと、3ページのところでちょっと
1:15:36	類似性ありとかなしとか、一部類似性ありとかこの色分けで、
1:15:40	示していただいているんですけどちょっとぱっと見にくいなと思ひまして、多分、
1:15:47	この線の太さを太くすれば色の識別が、
1:15:51	しやすくなるのかなと思ひましたのでちょっと工夫をしていただいてよろしいでしょうか。北海道電力の砂川です。こちらの識別が、もう少しわかるような形で線を太くするなどして
1:16:03	わかりやすいように、修正したいと思います。
1:16:08	規制庁大塚です。続きまして4ページのところで、
1:16:15	この村崎のスーツ出しの影響と考えられるとか。
1:16:21	緑の台風、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:22	による影響ってということで色分けされてるんですけど、
1:16:26	これはあれですか、
1:16:29	気象庁のデータか何かでこれはずつ出しでこれは台風でっていう。
1:16:34	ことが明確に、
1:16:37	それとも、
1:16:38	津田市なのか、台風なのかっていうところは、北海道電力の方で判断したのか。
1:16:43	どちらなのでしょう。
1:16:46	まず、基本的に寿都の方のS津田氏につきましては、文献文献等で南南東の強風といったところが明確に
1:16:57	書かれておりますので、そういう観点で、あとその発生時期なんかも、記載、文献等で記載がありますので、そういったところを参照して、
1:17:07	こちらの方へ紫色でマーキングしてございます。
1:17:11	あと緑の台風は実際これは気象庁の観測、気象データから拾ってございます。で、ピンクの、こちらの冬季の西寄りの風というところは、
1:17:25	基本的には、
1:17:27	一応、そうですね範囲としては、弊社の方で、一応そうですね、10、10月とかからの3月とかちょっと範囲が広いですけども、
1:17:39	そういったところで、
1:17:42	その範囲で、一応
1:17:46	風向を考慮して、マーキングしてこのような形で整理してございますこちらちょっと弊社の方で考えて、マーキングしたものになってございます。
1:17:58	規制庁を使って生じました。ちょっとその辺の考察をですね、パワーポイントの方にはいいと思いますけど、まとめ資料の方に、
1:18:05	どのように判断したのか、他の
1:18:09	例えば気象庁とかでそう判断されているのであればその旨書いていただきたいですし、
1:18:14	北海道電力の方で、文献等を見て各判断したのであればその旨を記載してください。北海道電力の砂川です。承知いたしました。
1:18:24	あと細かいところで言うと、
1:18:27	六つの
1:18:28	5番目の記録で、
1:18:31	12月に入ってから南東の風が、
1:18:37	津田氏になってるんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:40	これはあれですかね。
1:18:42	時期としては少しずれるけれども、風向が南南東だから通知と判断したということですか。
1:18:48	北海道電力の砂川です。そのご認識の通りです。
1:18:57	承知しました。
1:18:59	あと、結構台風のとかが、
1:19:04	それぞれの観測所で、
1:19:07	最大の極値を取ってることが多いんですけど、
1:19:12	台風、
1:19:13	というのは、土田市と同じようにあれですかね、地形の影響を受けて、
1:19:19	強風化したり、
1:19:23	はするんですかね。
1:19:32	ていうのは、寿都の2番目の記録が台風の記録になっているので、
1:19:38	筒出しは局地的な風なので、設計基準には考慮しませんっていう説明が、この2番目の記録の台風のところで通用するのかわかっていう
1:19:49	2番目の記録た時期的にはこれ出題した時期ではあるんですよね。ただこの時期、この日に来てるのは、
1:19:56	ぴったし小遠山台風来てますんで、台風というふうにやってますけれども、
1:20:00	この
1:20:02	五つの地形的に長万部から筒に向かって、両サイドに古参違ってちょうど平地で抜けてるんですね、だんだん支給する形になってるので、台風の風が吹くとだんだん強くなってぎゅっと抜けていくっていうのが須田市になるので、
1:20:15	そすらしいってのは結局そっちから来る風がこうなんて主流でぎゅっとこう強くなるっていう現象を示しているんで、台風であれ何であれそちらが増えて課税、台風影響であることは間違いはないんだけど地形的な影響で、小須田市の、
1:20:30	その影響と同じになってるっていうのは多分そうだと思います。
1:20:33	ちょっとこの辺は気象の専門家に確認しないとわからないところあるんですけども、時期的には、そうですね。
1:20:40	ただ
1:20:42	北海道めったに台風来ないので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:44	この代表的な台風というのは二つしか今ちょっと広げてないんですけども、この二つを見ると確かにおっしゃる通り、台風の時に一番大きいのが来ているのは多分事実。
1:21:00	規制庁を使って承知しました。五つの2番目の台風の記録も地形的な影響があって、まとまりには間、
1:21:09	泊の設計基準を考慮する上では、参考にならないってことがもし書けるのであれば、
1:21:15	まとめの方に書いていただいた方がいいかなと思います。
1:21:19	どうでしょう。
1:21:20	北海道電力の砂川です。基本的に、風向が南南東ということで、泊発電所に対して類似性がないという整理は変わりませんので、そういったところも含めて記載の方、適正化したいと思います。
1:21:45	規制庁大塚です。あとですね、発電所の記録を、今回、
1:21:51	考慮しているということなんですけど、ちょっと情報が、
1:21:57	もうちょっと必要なと思っていて、発電所の
1:22:01	どこでどのように測定したものなのかっていうの、装置の仕様だとか高さだとか、その環境条件とか、そういったものを基本的な
1:22:13	情報が少し入った方がいいのかなと思いましたので、ちょっとまとめ資料の方に追加をお願いしたいんですけどよろしいでしょうか。北海道電力の砂川です。まとめ資料の方に、泊発電所の観測地点C、Z点の方の基本情報、追記するようにいたします。
1:22:32	について追加するのと、あと泊の風向風速取ってるデータ自体も、検定を仮名抜けてるんですよ。ちゃんとしたデータになるってことを5年に1回受けるっていう決まりがありまして、
1:22:44	それちゃんと受けてるやつですのでその辺も含めて、ちゃんと信頼を置けるデータをとって、どういう場所にあるかってことがわかるような形で整理したいと思います。
1:22:55	規制庁大塚です。はい。とりあえず私からは以上ですか。
1:23:07	はい規制庁大塚ですここで1回庁内打ち合わせしますので中断します。
1:24:34	はいじゃあ再開しますまず前提として、
1:24:37	まず内容が同等かじゃなくて、
1:24:39	こちらの指摘事項にちゃんと答えてますかっていうところをよく見てもらいたい。
1:24:44	で、これは結局のところ、その移転前後の、要は妥当性っていうのをこちら求めたと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:52	それに対する答えがないんですよ。
1:24:54	まずね。
1:24:56	移転前と前回事業者が示したのは移転前のものは除外すると。
1:25:02	で除外といえば理由はいろいろあると思うんだけど、それは結局どうしたんですかっていうのがここ書かれてなくて、要は、
1:25:15	前回そうしてた理由として例えば1点前後の記録か何かを
1:25:21	比較したときに、数値が変わってたり、
1:25:25	移転後囊風速記録が明らかに
1:25:29	数値が変わってった場合とかっていうその根拠がもしあるならそこを多分明確に示してもらわなきゃいけないと、まず、その上で、
1:25:39	今回改めて、
1:25:42	どの記録を使うのが一番いいかってなったときに、
1:25:46	再度検討しましたっていうのが多分今回の流れだと思うんです。そこがちょっと書かれてないのかなと。
1:25:53	いいですか。
1:25:54	北海道の金田ですおっしゃる通り、我々これちょっとすれ違いになっちゃってるなっていうのは、我々も認識しました。確かにその当初は、やはり過去のスーツのデータ全部見ていくと、我々示した通り、1から10の一番強い方も全部その古井観測所という記録なんですよ。新しい観測という風、
1:26:12	あまり強くないんですよ。ただ、今も寿都で土田市が増えてないかという増えてるんですよ。なので、そう考えると寿都のその前後だから古いデータがいらなくて新しいデータは見るっていうのはやっぱりちょっと、
1:26:27	風向とか考えたらおかしいだろうというふうにそういう判断に至ったので、外し方としてはやはりちょっと自体が泊で泊単独のポイントで、設計基準設計の方の風土を決めるには、やはり駄目だろうというふうに考えたのが結論でその辺がちょっとわかるように、
1:26:43	資料の方を少し追記したいと思います。
1:26:46	はいお願いしますやっぱりここは、以前出された資料に対する我々のQですので、しっかりそこは答えていただきたいんですかね、承りました。で、その上で今先ほどちょっと大塚の指摘とダブるとは思うんですけれど、
1:27:01	要は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:02	ポイントは何かっていうと、事業者として信頼性のある、過去の記録を、にどれを選んだのかっていうのが明確に書けてますかっていうと、読めばわかりますよ。
1:27:14	だけど、この文章だけを見ると、何か強調されてるわけでも何でもないんで、結局どれを、
1:27:21	選抜というか、したのかっていうのがよくわかりませんねと。
1:27:27	記録として結局のところは、
1:27:31	倶知安大貫区長を抜いたのかな、抜いて後は
1:27:39	とする。
1:27:40	何だっけ、これ何か。
1:27:43	富津と、富津と、
1:27:46	この二つ、二つを抜いたわけですよ。で、抜いたことを説明するというよりは、
1:27:52	採用したところを説明していただかなきゃいけないんだけど、この抜いたことを強調してる文章になっていて、すごくネガティブなんですよ。
1:28:01	要はね。
1:28:02	2ページもそうなんですよ。
1:28:05	この2ページなんか典型的で、
1:28:08	何々を除いた観測量並びについて書いてあるわけですよ。
1:28:13	そうじゃなくて、泊発電所の観測記録と、周辺地域の観測記録を、要は比較して考察した結果として、より
1:28:23	信頼性のある過去の記録としてはどこの観測記録を採用したんですかと。
1:28:30	いう書き方を整理をしていただかないと、
1:28:33	これを書類ってすごくこうちょっと言い訳がましくなっちゃってるっていう。
1:28:39	ここはいいですかね。
1:28:42	北海道電力の砂川です。承知いたしました。
1:28:47	あとはちょっと打ち合わせしますんで、マイク外します。
1:28:52	で、
1:37:48	はいじゃあ先再開します。
1:37:55	北海道電力の砂川です。そうですね基本的に、先行プラントさんも、
1:38:01	設計基準風速の設定にあたって既許可では、建築基準法の風速を基に設定しているというふうに認識してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:11	はい、規制庁大塚で承知しました。
1:38:13	新基準の審査から、建築基準法プラス、
1:38:18	近隣の観測所の既往最大値を比較するようになったもしくは、
1:38:23	年超過確率ですか。
1:38:26	比較するようになったという理解でよろしいですね。
1:38:32	北海道電力の砂川です。ちなみに弊社の泊3号炉ですと、一応観測記録として、気象官署であります寿都トータルの
1:38:42	既往最大の監査記録はもちろん確認してはいますが、そういったところも考慮した上で、建築基準法で設定しているというので、完全に建築基準法だけで決めてるわけではないですね監査記録も一応見ながら、
1:38:55	最終的に設計基準風速としては建築基準法というような整理をさせていただきます。で、今回の新規制においては、観測記録の既往最大値と比較して、
1:39:07	その値の大きい方を、
1:39:10	設計基準として設定するといったような形で、多少その既許可と今回とで、その辺の考え方が多少変わってきているのかなというふうに考えてございます。
1:39:29	そうですね。
1:39:30	はい。
1:39:49	はい。北海道の須永です。以前から考慮はして、弊社の3号の評価を、
1:39:59	北海道電力の笹ですけども、今砂川が言った考慮してたっていうのは建築基準法として、定めるときに、そういう最大値を考慮してるっていうそういうニュアンスで、答えてますんで
1:40:12	大塚さんおっしゃってるような既往最大値と設計基準法と、大きい方っていうのは今の新規制基準より前は、そういう考え方はしないです。
1:40:27	あと、既往最大値につきましてですけども、女川さんも江ノ島ですか。ちょっとあそこもかなり特殊ですけども、
1:40:37	ぽつんと島があって、いわゆる海の上にあるような観測上のところの、宇賀田井は抜いてるっていうようなことをやられてますので、全くその
1:40:47	そういうちょっと特殊なところを抜くっていうことが初めてかというところ、そういうわけではないというふうに考えてます。
1:41:06	ごめんなさい。
1:41:08	北海道電力の堀田ですけども今のお話の中で他電力の実績としては、関西電力の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:16	大飯 34 号炉だったと記憶してますけどもそちらについても、
1:41:20	ちょうど大飯発電所の距離でいうと、
1:41:24	大体地下水ところに二つ、気象観測場がありまして、そのうちの方ほうについては、
1:41:32	間瀬福井と舞鶴の気象観測上、
1:41:37	すいません。舞鶴と敦賀ですけども気象観測所あってその二つの気象観測所がある、地域の
1:41:45	気象の状況を各発電所と比較して、類似してる方の、
1:41:50	いずれの方の観測所のデータを使うということで、整理している実績はあります。以上です。
1:42:05	アッチャン面はそうですね。同じく、そういう
1:42:11	井戸町がちょっと今、当資料を見ましたけども、距離でいうと、当間江連の方が 32 キロ。
1:42:18	敦賀の方が 39 キロで少し、敦賀の方が離れてますけども大体同じぐらいの距離というところですよ。
1:42:28	規制庁大塚です。承知しました。
1:42:31	奥野清川では、建築基準法のみを考慮して、新基準対応の審査では、
1:42:37	建築基準法プラス、
1:42:39	観測所の既往最大値を比較して決めているということで、
1:42:44	あとちょっと細かいですけどもう 1 点確認したいのが、
1:42:48	建築基準法の方では、
1:42:51	そっちの
1:42:53	局地的な強風、49.8 メーターパ s e c を考慮しているのに、今回既往最大値としては、
1:43:02	49、
1:43:03	8 メーター / s e c を考慮しないって言って、
1:43:07	ちょっと 1 件ちょっと。
1:43:09	説明にそこがあるような、
1:43:11	イメージを持たれる可能性があって、何で建築基準法には考慮されていて今回考慮しないのかってところを明確にしたいんですけど。
1:43:21	建築基準法では、別に局地的な風とか、
1:43:25	を考慮せず、その観測されたものをそのまま最大値をまず拾って、
1:43:32	あとは計算上で、平均値をとって平滑化することで、そういう強風とかを除外。
1:43:38	するという考え方があるから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:41	最初に拾って意味では考慮していると。
1:43:46	という意味でよろしいですか。
1:43:49	宇野笹田でございます
1:43:51	そのご理解でよろしいと思います平滑化するっていうことが、局地的な効果っていうんですか。局地的な影響をある意味排除するために、
1:44:01	そういう平滑化をやってるっていう。なんで建築基準法では、考慮しているようで、局地的な影響は排除している。
1:44:10	で、36 っていうか、数字になってるっていうそういうところでございます。
1:44:16	あとあのパークの方にも記載しましたけれども、建築基準法の方である程度大きな範囲のところの中で地域の設計、
1:44:25	ますので、風向ってのは全く見てないですね、我々今回湊泊というローカルで見たときに、建築基準法以外で何か定めようと思ったときにはやはり、泊の特徴的な風の引き方どうですかっていう観点で風向であるとか既設であるところを見に行きましたと。
1:44:41	それでやはり類似してるところを見て、その既往最大っていうのを見に行くと、太田が実はちょっと 26 ぐらい小さいんですけどそれプラス、先ほど宮本さんから話があった通り泊のやつも過去 3 年とってますので、
1:44:55	その中の最大値が 31.6 でしたっけ、平田がありますと。
1:44:58	それと今やっている既存の設計基準、36 メートルとそれを比較して、今の方が高いんで、引き続きそれを使うっていうのが今回我々としては妥当だろうというそういう判断で谷間に立ってます。
1:45:15	規制庁を使って生じました。ちょっとまとめ資料も 1 回位確認していただいて、
1:45:21	建築基準法の考え方と今回の既往最大値の取り方はそもそも考え方が違う。
1:45:26	ていうところが、
1:45:27	明確にわかったほうがいいと思うので、
1:45:30	もしその辺の説明が不足しているようであれば、補足の方お願いします。
1:45:41	はい。規制庁大塚ですこちら側からのコメントは以上ですが事業者側から何か確認しておきたい点等ありますでしょうか。
1:45:53	北海道電力の砂川です。こちらは特にございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:59	規制庁大塚ですそれでは、ヒアリングの方はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。
---------	--

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。